

第百三回国会 文教委員会 議 録 第 四 号

昭和六十年十一月二十二日(金曜日)委員長の指名で、次のとおり小委員及び小委員長を選任した。
義務教育諸学校等における育児休業に関する小委員

石橋 一弥君 日井日出男君
榎本 和平君 白川 勝彦君
中村 靖君 二階 俊博君
船田 元君 町村 信孝君
木島青兵衛君 佐藤 諒君
馬場 昇君 池田 克也君
伏屋 修治君 滝沢 幸助君
藤木 洋子君
委員長 船田 元君
義務教育諸学校等における育児休業に関する小委員

昭和六十年十一月二十二日(金曜日)
午前十時四十三分開議
出席委員

委員長 阿部 文男君
理事 石橋 一弥君 理事 大塚 雄司君
理事 白川 勝彦君 理事 船田 元君
理事 佐藤 諒君 理事 馬場 昇君
理事 池田 克也君 理事 中野 寛成君
理事 青木 正久君 理事 赤城 宗徳君
理事 榎本 和平君 理事 白井日出男君
理事 田川 誠一君 理事 北川 正恭君
理事 二階 俊博君 理事 中村 靖君
理事 渡辺 栄一君 理事 町村 信孝君
理事 佐藤 徳雄君 理事 木島青兵衛君
理事 中西 續介君 理事 田中 克彦君
理事 藤木 洋子君 理事 有島 重武君
理事 江田 五月君 理事 山原健二郎君
出席國務大臣

出席政府委員

大蔵大臣 竹下 登君
文部大臣 松永 光君
厚生大臣 増岡 博之君
運輸大臣 山下 徳夫君
大蔵大臣官房審議官兼内閣審議官 門田 實君
大蔵省主計局次官 保田 博君
文部大臣官房長 西崎 清久君
文部大臣官房総務審議官 五十嵐耕一君
文部省初等中等教育局長 高石 邦男君
文部省高等教育局私学部長 國分 正明君
厚生大臣官房審議官兼内閣審議官 山内 豊徳君
社会保険庁年金保険部長兼内閣審議官 長尾 立子君
運輸大臣官房国有鉄道部長 中島 眞二君
警察庁刑事局捜査第一課長 藤原 享君
大蔵省主計局共済課長 坂本 導聰君
厚生省年金局企画課長 錦木 伸一君
厚生省年金局年金課長 谷口 正作君
参考人 保坂 榮一君
長(私立学校教職員共済組合理事) 室長 高木 高明君
文教委員会調査

委員外の出席者

十一月二十日

私学助成の大幅増額に関する請願(横江金夫君紹介)(第三二四号)
同(近藤豊君紹介)(第三五五号)
同(網岡雄君紹介)(第四四三号)
同(網岡雄君紹介)(第四四三号)
大学院生・研究生の学術研究条件改善等に関する請願(江田五月君紹介)(第四四二号)
公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律制定に関する請願(上野建一君紹介)(第四五七号)
同(上坂昇君紹介)(第四五八号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

小委員会設置に関する件
参考人出頭要求に関する件
私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百二回国会閣法第八二二号)

○阿部委員長 これより会議を開きます。

この際、小委員会設置の件についてお諮りいたします。

義務教育諸学校等における育児休業をめぐる諸問題について調査検討するため小委員十五名からなる義務教育諸学校等における育児休業に関する小委員会を設置したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○阿部委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○阿部委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

小委員及び小委員長は、委員長が追って指名し、公報をもってお知らせいたします。

なお、小委員及び小委員長の辞任の許可及び補欠選任につきましては、あらかじめ委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○阿部委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○阿部委員長 第百二回国会内閣提出、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、本日、私立学校教職員共済組合理事長保坂榮一君に参考人として御出席を願ひ、御意見を聴取することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○阿部委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○阿部委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中西續介君。

○中西(續)委員 私は、年金制度全般的なものとあわせて、私立学校共済年金制度改革に当たって、二、三の質問を行いたいと思います。そこで、年金に関しては私さぶの素人でございまして、いろいろお教えをいただきたいと思ひます。まず、公的年金制度を策定したこの目的は何で

あったのか、厚生大臣、あるいは感想があれば文部大臣その他の方々、お願いをしたいと思ひます。

○増岡国務大臣 公的年金制度につきましては、世代と世代との助け合いの仕組みのもとによって老後の所得保障を行うものでありまして、と同時に、障害または死亡に關して年金が給付できることにすることによって国民生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としております。

○中西(續)委員 今、助け合いによるということをお願いしておりますけれども、その根幹になるものはやはりあくまでも憲法二十五条でいう生存権の問題ではないかと思ひます。明らかに明らかになっておりますように、「国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」わけでありまして、二項目に、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」ことあります。これを補完する意味で今言われた「現状でいいますならば、戦後大變長期間苦勞されて、特に食う物も食わずに働きた多くの皆さんがいらしたわけですね。そういう皆さんの老後生活計をどう支えていくか、それをどう保障するかというその意味は、先ほど申し上げたとおり二十五条にかかわると私は思ひますが、この点は間違ひありませんか。

○山内政府委員 実は、現在の国民年金法は、あるいは今後改正した後の案も同じでございますが、確かに先生御指摘のように、憲法第二十五条第二項に規定する理念に基づくといいことを明言しております。ただ、今厚生大臣が申しましたように、同時にそのことは、理念に基づいて老齢でございましてとか障害とか死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止する、それによって先ほど大臣申しました健全な国民生活の維持向上に寄与するということでありまして、今先生のお話の中、そういう最低生活ぎりぎりの保障を補完する意味合いも含めて制定されたんじゃないかという点は、その意味で

は、先生御指摘のように国民年金法にも掲げられているところでございます。

○中西(續)委員 いろいろ言われるけれども、こまかすのではなくですっきりしているんですね。特に国民年金法についてはそのことまで明確に入っているわけですね。ですから、それではその目的を達成するために何をしなければならぬかということになると思ひます。

そこで、今行われようとしておるこの年金改革そのものがなぜ行われなくてはならないのだからかというのを私は強く感じました、したがって、今回の年金改革をなぜ行ふのかという点を明らかにしてほしいと思ひます。

○増岡国務大臣 御承知のように、我が国は世界に類を見ない早いスピードで高齢化社会が進んでおるわけでございます。これからいよいよその本格的な高齢化社会の到来に備えまして、年金制度を長期に公平かつ安定的に運営していくための基盤を確保しようというところでございます。このため、全国民に共通する基礎年金という共通項を導入するとともに、将来に向けて給付と負担の適正化を図っていく、そういうことでございます。しかも、先ほど申し上げましたように、急速に高齢化社会が到来するわけでございますし、年金の改正には極めて長期間の時間がかかるわけでございますので、今直ちにこの改革に着手する必要がある、そういうふうに判断いたしておるわけでございます。

○中西(續)委員 今大臣、長期安定の基盤づくり、そして基礎年金による共通項を求め、負担あるいは給付の適正化というようにおっしゃるわけですね。行くと当たらって、目的からして今何をしなければならぬかということが、言われまして高齢化社会直ちに、あるいは大変な時代になる、そういうことが理由のようでありましてけれども、その際に何となく一番の問題は、何を基盤に置いて考えるかということになると私は思ひます。そうなりますと、年金を策定した目的に合致するものでなくてはならぬ、こう考えるわけ

です。その点が私たちが願っておるようなものとちよつと違ひがあるように思ひますが、特にこの際に、行ふに当たつての基本的な考え方は何であつたかというのをもう一度言つて下さい。

○増岡国務大臣 各公的年金制度全体にわたつて公平であること、なおかつ基盤が安定しておること、この二つが主目的でございます。そのほか、いわゆる二重に受け取る重複給付を防ぐこと、あるいは婦人の年金権の確立等が目的でございます。

○中西(續)委員 私は、今答へられた基本的なものが何であるかという際に、公的年金の公平という点については当然であると思ひます。さらにまた、基盤の安定化、これもまた必要であると思ひます。さらにまた、いろいろ重複したり問題がたふさんあるということであれば、そのことに對して手だてをしなければならぬだろう。抽象的に言う公的年金制度の公平あるいは基盤の安定、こういう問題については、確かに策定するに当たつて重要な課題であると思ひます。しかし、その際に、先ほどから私が申し上げるように、少なくとも生活を行うに当たつて最低限度何を私たちは保障していくかというこの点が明確になつてこない、公的年金の公平というこのことが崩れていくのではないかと思ひます。そうした意味で、私は、この公的年金制度を、一挙にできなくとも一元化をしていくという体制づくり、その中でそうした諸問題を具体的に全部補完できるようにしていく、このことが今一番問われておるのではないかと思ひます。と申しますのは、今までばらばらであつたということ、ですから、大臣言われるように不公平な面がやはりあつた、こう認識したから公平化を図つていった、こういうふうなばらばらのものをどう統一的に不公平をなくしていくのか、ここがやはり一番問題だろうと思ひます。その際に、何回も申し上げるように、目的が憲法二十五条で言う生きる権利、生存権をどう保障するかということを考えられてこの公的

年金一元化を図つていく、こういたしておるかどうか、この点はどうなんですか。

○増岡国務大臣 公的年金一元化の過程におきまして、まず第一段階として基礎年金の導入を図つたところでございます。この基礎年金の額をどういうふうな策定するかということが先生御指摘の点でもあらうかと思ひます。この額につきましては、老後の生活の基本的な部分を賄うに足る数字ということで、五万円といたしておるわけでございます。この共通な基礎年金を導入することによりまして、ある程度、一定部分に限つては公平化ということが行われるわけでありまして、そのほか比例報酬部分もございまして、これは今後の課題として、公的年金の中で、厚生年金、国民年金はもう改正されましたけれども、共済年金が改正されました段階から、すなわち来年の四月一日から発足するわけでございますので、その後の段階において真に公平、安定したものにしていくなか検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○中西(續)委員 今基礎年金ということをおっしゃいましたが、私は、ばらばら年金制度をどう一元化していくか、その際に公平化をどう図っていくかということが大変問題だろうと思ひます。けれども、どうも私たちがみると、今までの国民年金が大変無計画的なものであつた。ですから、その都度その都度、次々と制度的なものとして申しますか内容を変更いたしまして、大変な数に今なつてきています。これは一々詳しく申し上げる時間がございせんが、昭和三十六年、四十五年、四十九年、そして現在、さらに昨年からことしにかけての改革の中身をずっと見ますと、その間には、掛金一括納入による拡大を図つたり、あるいは一時的な金集めをするためにたくさんの人を、八百万人も加入推進をするとかいろいろやつてきました。そうした結果が、先ほどから言われるように高齢化社会を迎えるに当たつて財源難をもたらすことになつてしまつた。したがって、今回の考え方の基礎の中には、少なくとも

国民年金制度に対する財政調整的なものが入って
おるのではないか、そのためにこういう措置をし
なくちゃならぬということになってきたものではな
いか。でなくとも、この問題についてはもう何回
となく国会で取り上げられて、国鉄年金を初め国
民年金あるいはたばこなどを含めて大変な問題に
なるといふことは、従前から言い尽くしておるわ
けであります。しかし、こうして出てきた中身と
いうのは、どうも国民年金というものをうまく財
政調整していくために、この基礎年金などという
ものを導入し、そして支払いについてはそれぞれ
ばらばらの体制になってきておったものを、今度
一括して何とか定額方式で改めていくという、
私たちが考えるような中身ではなくて、そうした
内容が見えぬ感じがするのですけれど、
も、この点はどうか。

○増岡国務大臣 今回の改正につきましては、
は、国民年金の財源対策のために導入するもので
ございまして、先ほどから申し上げておきま
すように、基礎年金を導入することによって国民
に共通する給付をつくって、その費用についても
被保険者総数で公平に負担しようというわけでご
ざいまして、基礎年金の導入につきましては、制
度間の格差の是正、制度基盤の安定化等をねらい
として導入しておるわけでございます。

○中西(續)委員 制度的なものも含めてというこ
とになりますと、少なくとも安定化させるための
措置は何を財源にするかとか、いろいろな問題が
たくさん出てくるわけですよ。ですから、私がこ
こで申し上げたいと思いますのは、年金の充実を
どのように図っていくか。一番冒頭に申し上げた
二十五条を保障する、その目的を達成するための
手段として何をやっていくかということになって
くると、では、今言われる基礎年金の導入で果
たしてよろしいだろうかということが当然出てく
るだろうと思うのです。ですから、これを含め
て一元的なものをどのように構想していくかとい
う総合的なものを考えなくちゃならぬわけでは
う。そのときに、今あなたが言われたように基礎

年金を五万円、こういう金額を示し、そしてこれ
を公平化を図るためにやるのだということを言
いました。しかし、少なくともこの問題について
は、これが果たして年金の充実になっておるだろ
うか、私は決してそうでないと思うのです。な
ぜなら、例えば現行の国民年金そのものを見
ていただきますと、審議官にお答えいただきたい
と思うのですが、掛金が幾らで、そして年数によ
って支払う金額が変わってきますね。最高額は七
万を超えるわけでしょう。それでも本当に、我々
が今言う公平化と安定化が図れるかということ
で随分悩んできたのです。ですから、その際のあ
れを考えてまいりますと、掛金そして今の給付金
額が、年代によってどうなっておりますか。

○山内政府委員 お答え申し上げます。
国民年金の場合、先生の御指摘の意味は、過去
に掛けてきた保険料のトータルといえますが、その
額と、現在十年年金なり年数に応じてもらって
らっしゃる年金の額を比べればどうなるかという
御質問だと思っておりますが、この点は御指
摘のように、掛け額の運用利回りも考えたもの
よりはかなり大きなものを受け取っていらっしゃる
というのが国民年金の現状でございます。

○中西(續)委員 そのことは、一番冒頭に述べた年
金制度を策定したときの目的、それに合致させる
ということと、そういう措置をしたわけでしょう。
○山内政府委員 国民年金法は、その理念として
憲法の理念を掲げておることは先ほど申し上げた
とおりでございますが、今私が申し上げました過去
のスタート時代の保険料に比べると今はかなり大
きな給付を受けるようになっておるという事は、
どちらかといえますと、三十六年に国民年金制度
が充足しましてから今日までの国民年金制度とい
いますか、経済情勢が非常に高いレベルで推移し
たという結果でございますので、非常につ
づめた言い方で申し上げますと、制定当初想定さ
れた国民年金の水準を、そのときどきの国民生活
の状況に応じて現時点で保障しようとする、や
はり先ほど申されたような年数に応じてはかなり

高い年金額にならなければならない、そういう経
過で改正を積み重ねてきたというのが実情でござ
います。

○中西(續)委員 長々と申し上げても、簡単に申
し上げると、そうした目的を達成するために、
今生活レベルが上がっておるためにそれだけの
が必要なんだ、でなければそうした金額を策定
することは出来ません。ところが、今度の場合に
は、少なくとも年金改革を行おうということにな
つてくれば、そうした目的と合致を、そしてど
う充実させる、そのための諸施策はどうなる
か、こうした総合的な論議、考え方によって策定
をしていく必要があるわけですね。ところが、今
言われたように、この基礎年金そのもの、後でま
た触れますけれども、決してこれが充実したりあ
るいは公平化を図るという代物になってきてない
のではないかと、私はこう指摘をせざるを得ないわ
けであります。

特に、公的年金制度をあれする場合に、今申
し上げたように、国民年金のものと被用者年金
的、雇用者年金のものと二体系に大まかに類
別できると思うわけでありまして、その際に、全
体に共通する最低生活を保障する、生存権保障と
いうことが十分組み入れられたものになっておら
なくてはならぬのに、このようにして今触れられ
た基礎年金なるものの中身というのは大変な問題
を内蔵しておるのではないかと、私はこう思いま
す。

というのは、特に私が指摘をしたいと思いま
すのは、少なくとも基礎年金の場合には、先ほどか
ら大臣が言っているように年金が安定をしなくて
はならぬ、それから年金給付の公平化をしなくて
はならぬ、さらにまた婦人の年金権を確立をしな
くてはならぬ、さらにまた無年金をどう解消して
いくかというように、まだまだたくさんあるでしょ
うが、いろいろな意味でそうしたものを含んで解消
していく、こうした目標があるはずなんです。そ
うなつてくると、私たちは、五万円が本当に最
低生活を保障する意味のものがこの中に含まれて

おるかということにならざるを得ないわけなん
です。この点どうですか。そのように自信を持っ
てお答えできますか。

○山内政府委員 基礎年金の水準と申しますか、
その性格づけにつきましては、先ほど厚生大臣が
申し上げましたように、老後生活の基礎的な部分
を受け持つという意味合いでございます。それ
で、先ほど大臣が申し上げました公的年金改革の
基本的な目標の一つとして、年金の問題は、
どうしても掛金の負担という面、保険料の負担と
いう面を伴う制度でございますので、そこに今回
の改正の中で、今後の高齢化の事態を推定しま
す、現行のままの制度ではどうしても給付に応じ
た保険料がかなり膨大なものになってくる。それ
をできる限りその社会で持ちこたえることが
できるようなレベルに、私どもとしては給付と負
担を通じた適正化と申しておるのでございま
すが、そのことを織り込んで設定するという面も
ございまして。

例えば、先生の御質問にないことを申し上げて
恐縮でございますが、先ほど私が申し上げました
意味で、生活保護のようなぎりぎりの最低生活を
ケースごとに保障するという点が、公的年金の役
割としては必ずしもそこまでは果たし得ない、そ
ういう前提で基礎年金の水準も考えたいというの
が私どもの考え方でございます。

○中西(續)委員 ただ、問題は、基礎年金の性格
づけそのものを、最低生活保障を、いわゆる生き
る権利ということを前提として物を考える場合に
は、それだけのものを保障していくという前提に
立って初めて私はそのことが確定づけられるので
はないだろうかと思うのです。そうなつてまい
りますと、財政的なものがないとかいろいろ言わ
れますけれども、どうも表を見ますと国の負担の
割合がどんどん下がって来ますよね。これまで
て、負担はもう率から言うなら現行の半分くら
いに落としてしまつたでしょう、そういうことを
しておいて、今度は掛金だけは高くなつていくわ
けですよ。国の負担は少なくなつた上で掛金はどん

ん高めている。今の掛金だけでもしやうていくとしますならば、実際に昨年来こし予算委員会あるいはいろいろなところで議論をした中身を聞いてみましても、五万円を負担をするということになれば、それだけであれば、四十年間という長い期間のものをやりますと、将来女性なんかの場合考へると平均八十歳、そうすると、六十歳を延ばして六十五歳から始まるわけでありまうすけれども、もう大体百歳を超えるくらいは五万円年金保障ができるほどの掛金であるということが試算されておったじゃないですか。

そうした問題等考へてまいりますと、この年金の安定ということ、国のそうした保障的なもの、あるいは国庫支出を下げるのが年金の安定化だという方になつてゐるのじゃないでしょうか。私はそう考へてゐるのですね。どうもそんな感じがしてゐるのですね。だから、安定化というのは少なくともみんなが安心して生活できるような安定化です。そうではなくて切り下げて、逆に収入源は少なくなつて国民の老後の生活が安定化しますか。

○山内政府委員 まず、今回の改正によりまして、将来の国庫負担の見通しが、現行法を前提とした場合と改正後の姿で前提した場合に金額において減少するではないかという御指摘でございますが、これは端的に言えば、給付全体の水準がそれだけの水準に抑制されたと申しますか、適正化された分に比例してはそうなつてくるわけでございます。

それから、この点は特に申し上げていただきたいのですが、にもかかわらず保険料が上がるのではないかと、確かに今回の法案にも将来の掛金のアップを予告した点はあるのでございますが、実は、例えば国民年金保険料で申しますと、現行制度をこのまま維持すると、あるピーク時には月額一万九千円、二万円近い負担になる。率直に申しますとそれを避ける意味合いで、ピーク時を考へて、給付も適正化しながら負担の面も現行法のままでいった場合よりは上げて

いくというのが今回の改正の大きな趣旨でございます。そういう意味で、先生御指摘の、年金水準そのものが老後生活にとつてどういう意味を持つかという点については、それは我々もこれまでの年金運営におきましては、それは我々もこれまでの年金運営に十分なものにしたいということと努力してきたつもりでございます。その点は今回の改正においても保持されるというのが私の考へでございます。

それから、もう一つ、四十年間今の保険料額を積み立てておけば五万円年金がそのまゝ、かなりおつりが来るような形でもらえるじゃないかというの、実は私も考へ方としては随分説明をさせていたきたい点があるわけで、先ほど私が申し上げましたように、過去の国民年金の受給者がかなり膨大な給付費を現在既に使わなければならぬというのを考へますと、計算上おりの積立金が将来四十年間にわたつて残るわけではない点もあわせて御理解いただきたいと思ひます。

○中西(續)委員 いや、だから、将来どうだこうだと今言つておられますけれども、ではそれらのすべての資料をつくつていただけますか。現行のものでいい場合、それから、このようにして五万円年金にした場合、その差などを含めまして、どうなつてゐるかということを考へておられますか。全部試算したものを我々に提示できますか。

○山内政府委員 いま申し上げました、保険料が現行法のまゝでいくと何年ごろどのくらいになるか、今回の改正によつて何年後にどのくらいになるかという資料は、早速にも御説明に上がりたいと思ひます。

先ほど申しましたように、国民年金で申し上げますと、現行のまゝ推移しますと、昭和九十年の手前で一万九千五百円くらいの月額の負担になるけれども、今回の改正を行うことで、昭和八十年過ぎくらいから一万三千円というピーク時の保険料の負担で済ませようという数字は、後ほど御説明に上がりたいと思ひます。

全部を並べてみて我々が試算をし、その結果でなければ、私たちは今言われたからそのことで納得できるわけはありません。だから、少なくともこの問題点については、本当に最低保障をどうしていくかという、今生活保護云々というけれども、生活保護だって、これはもう収入が完全に途絶えて、働きたいのだけれどもできない人たちが多い。それから、年金も入らなくてどうすることもできぬからそれだけのものが欲しいということ、これは措置してあるわけでしょう。そうであれば、今度は、退職をした後に生活ができぬ、だから年金生活に移るわけでしょう、一般の収入はなくなるわけですから。そうしたときに、今度それをどう補完していくかということになれば、これはもう当然のことじゃないですか。だから、そこいらが、総合的にどう勘案していくかというふうな問題と我々の考へとの間に大差があるわけなんですね。ですから、総合的にやろうとすれば、少なくとも今申し上げたように、では今度は雇用関係はどうするのですか。例えばこの方式でいきますと、退職をします、雇用関係についてはちゃんと間が切れるわけでありまうすけれども、この点は将来的にはどうなるのですか。

○増岡国務大臣 高齢化社会におきましても、老後を意義あるものとして過ごすためには、やはり一定年齢まで働く能力と場所がある限りは就労によつて生活を支えることが大事であると思ひます。その後の生活保障は年金を中心と考へることが望ましいと考へるわけでございます。

ところが、一面急速な高齢化社会を迎えるに当たりまして、支給開始年齢の問題は避けて通れない課題であると思ひます。しかし、その場合でも、今後の高齢者の雇用の増高を十分見きわめながら総合的に対処していかねければならぬと考へております。

○中西(續)委員 総合的に対処していかなくてはならぬということを言われますけれども、こうした年金、その場合に基礎年金、基本的な年金とあわせて二階建てと言われる、収入に底はあるいは動める年限に應じてそういう二階建てのものを設定する、そして今度は職域的なものを設定するというこの三つの構想については一応了としても、少なくとも、年金制度そのものと雇用接統を、そこどう空白なしに保障していくかということがなければ、この年金制度そのものが一定の欠陥を持つたものとしてしかとらえることができぬと思ひます。これはだれでも、常識的でしょう。ですから、大臣はもう時間が来たようでありまうすけれども、出なくちゃならぬと言つておりますが、この点だけは、そうした抽象的なものでなしに、少なくとも企業界のそういう雇用責任なりいろいろなものを総合的に本格的に検討し始めるというのですけれども、それはどういう場で検討するのですか。

○増岡国務大臣 実は、厚生省と労働省の間に高齢者雇用の問題と高齢者の所得保障としての年金の問題、この双方のかみ合わせをどういうふうに考へていくかという協議機関をスタートさせておるわけでございます。抽象的ではございませうけれども、やはり働ける間は働いて、引退したときにはそれが年金に直結する姿が一番理想だと思ひます。ですから、そのように政府内全体の問題として検討しなければならぬ、そういうふうに考へております。

○中西(續)委員 指摘をしたい点がございませうけれども、時間が来たようですから、大臣ありがとうございました。

では、あとは答えられる人は、厚生省、だれがおるのですか。

○阿部委員長 おります、企画課長がおりますから。厚生省から来ております。

○中西(續)委員 それでは、委員長、厚生大臣がいなくなりましたので、その後の議論とかかわりのだけけれども、そのこととかかわりでどうなのかと。それじゃ、いずれにしましても大臣が見えられんことを確定しなくちゃならぬし、休憩をちょっととつていただいて確定をして

ほしいと思います。

○阿部委員長 暫時休憩します。

午前十一時二十五分休憩

午前十一時二十六分開議

○阿部委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

中西君。

○中西(續)委員 大臣が細切れで入ってくるものですから、質問の進度によって随分違が出てくるものですから、迷惑をかけますけれども、この点はひとつすべての委員の皆さん御了解ください。

厚生省は課長が言ったかな。——おるんだね。

そこで、この点は大臣に聞くことができないので大要残念ですけれども、私は、基礎年金の性格づけと、これが十分保障されないということからいたしますと、問題は、その措置するための財政的な裏づけなりなんなりをいさえすればそれは補完できるわけですよ。ですから、こういう方式でなくて、国の負担をどうするかを考えていけば、少なくとも例え六十一年までの国庫負担を維持していく、あるいはそれでなければ税方式で補いつける、こういうことをやれば、当然これは行えるものと思います。あるいは特別会計を設定することによって補完をしていく、さらにまた無年金解消の具体策を早急に実施をする、そうした総合的なものを全部再検討していかなくてはこれではきかないと思うのです。ですから、あなたが答えるような中身ではない、これは大臣じゃないと。したがって、課長が答えられるであらうと思うのは、前回の参議院において基礎年金の検討を法律の中に入れたのですよ、検討するということ。そのことはそういうことを含んで考えられたのではないかと、了解したのではないかと私は理解をしておるわけです。総合的に、それは厚生省内部においては意思統一されておられますか。

○楠木説明員 御説明いたします。

年金の財源につきましてどういったものを充てるかというところでございますけれども、一つには、今現在の社会保険方式があるわけでございまして、さらに、お話しございました税方式というものも確かにあるかと思ひます。ただ、税方式につきましてはそれなりにかなり問題がございまして、大要巨額の財源を要する、これにつきまして国民の合意が得られるかどうか、また税方式といましても、具体的に一体どういったものを課税の対象にしていくのか、いろいろ難しい問題がございまして、また、現に保険料を払っておられる方がおられるわけでございまして、そういった保険料を払っておられる方、払っておられない方に対して、同じような取り扱いをしていいのかどうか、納得を得られるのかどうか、そういったいろいろな問題がございまして、

確かに、御指摘ございましたように、参議院の修正におきましてこういふ条文が入っております。国民年金法の附則の一条の二でございまして、基礎年金の水準、費用負担のあり方等については、社会経済情勢の推移、世帯の類型等を考慮して、今後検討が加えられるべきものとす。——こういう規定がございまして、これにつきましてはさまざまな御議論が国会の審議過程で出まされたという経緯もございまして、今後とも検討してまいりたいと考えております。

○中西(續)委員 私は、一挙に税方式などということとを考へることは大変な困難であらうと思うのです。ですから、先ほど大臣がおったときに私が申し上げたように、ある程度今の国の負担、支出を現行方式でいくなら、率からいうと半分ぐらいに減じていくわけですから、そういったものとあわせてどのようにその中に入れていくかということとを考へていけばいいわけでありまして、こうした問題等については、将来今方式でいくと、例え基礎年金方式でいって、定額を徴収してそして定額を支給するといふこの方式でいくと、先ほど言っておったように掛金は止がっていくわけでは

ね。徴収する額は上がっていくわけですよ。そうやってきたときに、今示されておるいろいろな資料を見ますと、驚くことに、例え五十五年と五十九年度の国民年金における検認率、免除率、この率になつていきますよ。そうすると、これが将来的に例え基礎年金方式にかわつていったとしても、この分がうんと拡大をしなければ、免除率が上がったという固定でございまして、徴収がでなかつたということになつていきますよ、これはまた破産するのは当然過ぎる内容になつてくるわけですね。こういう中身になつてくるから、例えはこの免除率だけを考へてみると、去年が札幌市の場合は三〇・六%ですよ。そして、二〇%を超えるところが大部分になつてきていくわけですね、大都市においては、こういうようなものを考へていくと、到底これは困難になつてくるというものは火を見るよりも明らかなんです。

ですから、そうしたことの矛盾が出てこないようにするために、例え所得税に対する税金をどうそこに設定をしていくのかという税方式、それと国の負担が今まであるわけですから、それらを折衷式にやりながら、一定の財源措置をとりながらこれからの体制を十分整えていくということになれば、今言うような婦人の問題もあるいは無年金の問題もすべてがずつと解消していく、そして一定目標の基本年金あるいは基礎年金と称する部分を固定化することができるとはならないか。でない、大変なあれになつていくわけですから、この点はやはり十分踏まえて、社会情勢の変化、それからこの年金にかかわる人たちの情勢の変化、すべてを勘案してやるべきではないか、こういうことを私は指摘しなくてはならぬと思うのです。

そのほかまだたくさんありますよ、指摘をする。そういうものを全部総合的に勘案してというなら、それは今言う検認率という意味の中に含まれないとだめだろと思うのです。ですから、参議院はそれであっても、今度は衆議院ではさらに

拡大をして、そうした問題等について内容的に十分検討し直す、こういうことになつていかぬと、もう破産をするということとはつきりしておるのだから、この点だけは明確にしておかなくてはならぬと思うのです。そうせぬとまた、国鉄問題を後でやるのですけれども、国鉄問題と同じようにまたこうなつたからなんということにならぬようにしなければならぬ、この点を指摘しておきたいと思うのです。

○楠木説明員 一挙に税方式にいかなくても段階的にいけばいいじゃないかという御指摘ございまして、それにいたしましたも、例え基礎年金の国庫負担の割合をふやすということになりますと、非常に多額の財源を要するわけでございまして、ですから、私どもは、質的には同じような問題ではなからうか、やはり現時点におきましては、社会保険方式というのがもうずつと長らく定着したやり方でございまして、先ほど申し上げましたような幾つかの税方式の難点も考へますと、社会保険方式を維持していくのが適当であると考えております。

また、無年金の問題を御指摘になりましたけれども、今回の国民年金の改正におきまして制度的に無年金になる方をなくするようさまざまな措置を講じております。例え外国に居住しておられた方の期間を年金の資格期間に算入するといったことを幾つかやっておりますわけでございます。ただ、無年金の解消につきましては、実際の業務の運営上、いろいろの方面へのPRを行う等、私どもの自助努力というものの大事であると考えております。

今回の改正の一つの大きなポイント、先ほど大臣からも申し上げておりますけれども、婦人の年金権の確立ということがあるわけでございます。これまではサラリーマンの家庭におきましては国民年金に任意加入されておられませんが、障害の状態になられなくても年金を受けられなれないというやうなことがあつたわけでございまして、今回の基礎年金の導入を中心とした改正にお

きまして、そういった問題も解消しております。ですから、そういった意味では非常な改善があったと私どもは考えておるところでございます。

○中西(續)委員 今申されたことで一番の問題は、公平をまず第一に目標としてやっておられることを大言言ったんですよ。公平化それから安定化。ですから、今言う公平であり安定であるというところ、それから今度は一方受給者の側の皆さんの生活がどう安定をするか、こういうすべての条件を満たすためにやる方策は何なのかということとを考えると、今あなたが言われるように、今あるものでいろいろ問題があるものをちょこちょこつまみ食いみたいな格好になってそれが片づきますなどと言ったって、一番基礎になるものが片づいていない。まず第一に公平になっていない。

五万円というところは公平だとあなた言われるかも知れぬけれども、今度は掛金の側で、少なくともそうした面で単一的なものである、画一的なものであるということがどうなのかということ、確かに金額は同じだから公平化されていますというところになるかも知れないけれども、一番最初に私が申し上げたように、すべての私たち国民の生存権そのものをどのように考えるかということを考えた場合にどうなのかということこそは明らかに明らかになってこないわけですよ。不公平なんです。

例えば日雇いの人だとかこういう人だとして全部掛けなければならぬわけでしょう。無収入に近いような人だって、自由業の人の場合には収入が大変落ち込んでいるときだって掛けなければならぬです。そういういろいろな多くの問題があるだけに、その点、所得税そのものに付加価値税として税金をかけていくというこの方式が必要だろうと私たちは考えておるわけです。これはもうこれ以上答弁する必要はありませんけれども、そうした問題等を含めて我々は内容的にこれを充実をさしていかにと将来は必ずそれは破産をするような状況というのが出てくる、そのことを指摘しておるわけなんです。ですから、この点は、今課長では十分お答えできないと思うけれども、少なくとも

もこの基礎年金の問題で検討するというその中身の中には総合的なそうした内容等についても十分組み入れていくというそうした態度がないと、これから七十年までの間における再検討する時期に大変重要ではないか、こういうことを指摘しておきたいと思ひます。

【委員長退席、船田委員長代理着席】

そこで、もう一つ問題になっておりますのは、共済四法、私学年金でもそうなんですけれども、所得の比例部分におきまして、二階の部分で既得権、期待権を侵害するおそれがある。特に私が指摘をしたと思ひますのはOB、既裁定の皆さんの場合既得権を侵害される状況が出てくるわけでありまして、この点についてはどのように理解をしておるのですか。お答えください。

○五十嵐政府委員 先生の御指摘のように、今回の制度改正によりまして年金の給付水準は将来的には現行の水準より下がることとなりますが、これにつきましては、給付と負担の均衡を図り公平で安定した年金制度を確立するために給付水準を適正化していくことによるものでございます。

ただ、これにつきましては、例えば給付率率に経過措置を設けてまして、施行日の年齢に応じて二十年をかけて通減していく方法をとっておるところでございます。また、施行日の前日において退職年金の受給資格がある者につきましては、同日におきまして退職したならば受給できた年金額を保障することとします。激変緩和措置を講じております。

また、既裁定年金者でございますが、いわゆる従来共済方式で算定される者の年金額につきましては、基本的には通年方式によりまして裁定がえをするところとしておりますが、従前額につきましてはこれを保障するというふうにしておるところでございます。ただ、この従前保障額につきましては物価スライドはすることはいたしておりません。

○中西(續)委員 もう時間がありませんから、今

既裁定だけを申し上げたわけでありましてけれども、この既裁定者の場合に、従来、従前方式でもってこれはやるということを言っておられますけれども、ところが、これは将来的にはスライドがなくなるわけですよ。そうなると今までの方式とはうんと違いがあるわけですから、今までの既得権というのは、少なくともこの共済方式による方式がちゃんとあって、ここでもう申し上げる時間ありませんから細かくは言いませんけれども、あつての上でこれは支給をしておつたものが、今度の場合には計算を直しますね。そうすると、今度であったものに今度は後の分がスライドして追いついていけば、それからは今度この額というのはいくら動かしことができないわけですよ。これが多い場合にはこれを適用しますね、しばらくの間は。しかし、こつちが今度追いついていくわけですから、そうするとこれはもうスライドそのまますトップして切りかえたような格好になるわけでしょう。ですから、これは少なくとも今までのそうした経緯を経た人たちの場合におきましては、当然既得権を侵害される中身でしかない、こうとしか私たちは言いようがないわけですね。ですから、やはりこの点がある程度考える必要があるということを言っておるわけです。

私はきょうこれを細かく論議をしてやる時間をもう持ち合わせませんからなんですけれども、そうした問題について、さらにまた、一般の場合の既得権あるいは期待権、そういうものがあつたものについて先ほど説明ありましたけれども、この点についてもやはり依然として問題は残つておるわけですから、これから後我々が討論をしていく際に重要な一つの問題として提起をしておきたいと思ひます。

それから、もう一つは、飛ばしまして、大変な問題になっております処分者に対する措置であります。支給制限をするわけでありましてけれども、この支給制限について厚生年金受給者と依然として差をつける。考えていただければわかるように、例えば私立の大学の例を挙げましょう。厚生年金

のところは大学あるいは高等学校などを含めまして三十校ありますね。そういうところでは、処分された年金について処分的な支給制限を受けるということはないのです。ところが私学年金、これを受給するところ、三十五万ばかりいるわけでありまして、そこでは行政処分をされると同じ私立大学で見渡しても片っ方は制限を受ける、このことはどういふことですか。

○五十嵐政府委員 先生御案内のとおり、私学共済法と申しますのは、教育基本法第六條の趣旨に基づいて制定されたものでございまして、私学共済年金といふものは、国公立学校の教職員に係る年金との均衡を保つことを建前として設けられました職域年金としての性格も有しているわけでありまして、このような観点から、組合員が公務員の場合におきまして懲戒の事由に相当する事由によりまして処分された場合には、国家公務員等共済組合法の規定に準じて年金額に一定の割合を乗じて得た額の給付制限を行うこととされております。これにつきましては、先生御指摘のように厚生年金の場合には確かにそういうことはございせん。ただ、基本的には先ほど申しましたように、教育基本法第六條の趣旨に基づいて今のような措置をとっておるわけでございます。今回の改正案におきまして、従来の基本的な考え方は踏襲することといたしておりますが、新たな共済年金につきましては、厚生年金相当部分とそれから職域年金相当部分とに区分して設計をしております。給付制限につきましては職域年金相当部分についてのみ行うということでございます。

○中西(續)委員 職域年金と申しても、これはちゃんと組合員が掛金を払つた部分から支払われるのでしよう。その中には含まれておるわけでしょう。そういうことになりまして厚生年金だつて全く同じですよ。ということになってまいります。今言うように、国公立との均衡を保つためにこの年金制度が云々というふうなことを言ひましたけれども、ところがあなた、厚生年金だつてちゃんとあるんだから。それが統一されて強制的に

—厚生年金へは行けません。国公立学校と同じだからその趣旨に沿って私学年金に強制加入しなればならぬということになっているならいいですよ。そうやっておりますか。

○五十嵐政府委員 既に昭和二十九年あるいは昭和四十九年のときにおきまして御加入にならなかつた者につきましては現在のままの厚生年金というところでございまして、今後新たにできます学校その他につきましては全部御加入をいただくというふうな形になっております。

それから、ただいま先生の厚生年金と私学共済の年金との差でございまして、私どものとりまき措置はあくまでも職域年金相当部分にかかっておりということをお理解いただきたいと思っております。

それから、掛金につきましては、たしか先生の御指摘のとおり、その中には当然ながら学校法人が負担しますものと組合員の負担するものと両方入っております。これは二分の一ずつでござい

ます。○中西(續)委員 ですから、二十九年、四十九年云々ということをおっしゃるけれども、少なくとも同じ大学で、そういう経過はあったにしても厚生年金でちゃんと残っているのですよ。それが許されているわけですから、強制的なものでなかつたわけでしょう。じゃ今度は強制ですか。

○五十嵐政府委員 先生の御指摘のことが懲戒処分にかかわるものというところでございまして、これにつきましては、それに基づく政令の規定に基づきまして一律に行うということに相なると思

います。○中西(續)委員 そんなことを聞いてはいるわけじゃないですよ。今厚生年金でいる大学を強制的に加入させるのですか、これが一つ。それからもう一つは、新たな大学設置がされた場合には強制的に加入をさせるのですか。二つあるのですよ。

○五十嵐政府委員 それではお答え申し上げます。ただいまの既に現在厚生年金に入っております

ものにつきましては、それは加入ということにございせん。ただ、新たにこれから学校の設置認可ができて、それで私立学校が生じる場合におきましては、当然御加入いただくということに相なります。

○中西(續)委員 どうもいかにございせん、時間がかかってしまふやうな感じが。第一、厚生年金で今過ござれていて三十校、これについては強制加入するかどうかということをお聞いているのです。強制加入はしないでしょうか。それから二点目の、新たに設置されたところについては法的に強制加入にな

つていますか、こう聞いているわけですか。○五十嵐政府委員 説明が不十分で申しわけございせんが、ただいまの第一点の、既に現在厚生年金に加入しておりますものについては強制加入ということとはございせん。それから第二点の、新たに設置されますものにつきましては強制加入というところでござい

ます。○中西(續)委員 法のどこに示されておりますか。○五十嵐政府委員 ただいまの点でございまして、私立学校教職員共済組合法の第十四条にございまして、「私立学校法第三条に定める学校法人、同法第六十四条第四項の法人又は組合に使用される者で学校法人等から給与を受けるものは、組合員とする。」というところでござい

ます。○中西(續)委員 その「組合員とする。」というのは、そのことが強制加入ということを意味して

ますか。○五十嵐政府委員 そういふことでござい

ます。○中西(續)委員 そういふこととおさる、前から加入をしていないところは許されているわけでしょう。今度はそのことがちゃんと、新たに設置されるものについては強制加入、その差があるわけですね。そうすると、片一方は今度は、今言うやうに国公立に準じてという言葉によって均衡のため

に処分については支給制限をするというわけですね。これは学校が違ふのですか。大学の設置なりあるいは大学の性格なり、すべてがお互いに違

うがあるのですか。○五十嵐政府委員 学校教育法上は相違はございせん。

○中西(續)委員 であれば、何で差をつけるのですか。○松永國務大臣 先生よく御承知のとおり、教育基本法で、法律に定める学校は公のものとするという規定がありますし、それから、したがいましてその学校の教職員はすべて全体の奉仕者であつて云々というところで、言うなれば国公立学校に準ずる公のものであるということが教育基本法に掲げられております。その規定を受けて私立学校共

済は実はできておるわけでありまして、したがいまして、私立学校共済関係者で受ける年金の中で職域分に関するものについては国公立共済の人たちと同じような措置をする、こういうふうになつておるわけであり

ます。ただ、問題は、そうなつてくると厚生年金に残つていままでも私学共済に加入してないのだけは違ふじゃないか、こうなつてくるわけでありま

す。問題は、私学共済ができたときにこれが命令的に強制的にそれに入らざるという仕組みでなかつた関係もあつて残つたままになつてい

る、こういう状況が残つてい

るわけであり

ます。○中西(續)委員 答弁になつてないですよ。この点は後でまた質問する人もおられますから、もうちょっと整理をしてちゃんと答えてください。第一に、強制加入をしないということでしょう。従来からの分については強制加入をしない、これはもうはつきりしているわけだ。そうすると、おのずからそこには差がでる。差がでるといふことは、差があつてよろしいといふことなんですよ。そういうことを認めているわけですよ。ということになり

ます。○中西(續)委員 お答えいたします。現状でござい

ます。○中西(續)委員 お答えいたします。現状でござい

ます。○中西(續)委員 お答えいたします。現状でござい

ます。○中西(續)委員 お答えいたします。現状でござい

ます。○中西(續)委員 お答えいたします。現状でござい

ます。○中西(續)委員 お答えいたします。現状でござい

ます。○中西(續)委員 お答えいたします。現状でござい

ます。○中西(續)委員 お答えいたします。現状でござい

ます。○中西(續)委員 お答えいたします。現状でござい

の計画でまいますと、一年につき約四百五十億円を国鉄共済のために投入するというところでございます。端的に申しますと、国家公務員一人当たり平均、年一万五千円くらいの負担をするということでございます。しかしながら、ただいま御指摘の国鉄再建計画が実現されますと、この四百五十億円のほかにさらに上積みして七百億円から八百億円毎年不足を生ずるという事態がこの六十一年から六十四年の五年間の間に見込まれます。

以上でございます。

○中西(續)委員 そうなりますと、今言われました監理委員会なりいろいろところでそうした指摘がされておられるわけでありましても、これは運輸省に聞いた方がいかな。監理委員会はこの点についての指摘、どういふふうに言っていますか。

○中島(國)政府委員 再建監理委員会の七月二十六日の答申におきまして、新たに発足いたします新事業体に対しては当面現行の共済制度を適用することといたしますが、今御説明がございましたように、国鉄共済年金についての財政状況から現在財政調整事業が行われておりますけれども、ここで六十一年二月十三日の国家公務員等共済組合審議会の答申を引用いたしまして、この答申におきまして、現在の「財政調整事業は、拠出側組合員の負担増等から判断すれば、今回の「五カ年」におきます「計画」が限度であり、速やかに年金制度の一元化を展望しつつ公的年金全般による調整方針を確立すべきである」という述べられておりますが、再建監理委員会としても、「この調整方針の検討が速やかに行われることを要望する。また、旅客鉄道会社に対する将来の適用年金制度については、公的年金制度の再編成についての検討が早急に行われ、その結果に基づいて必要な見直しが行われることを期待する」という述べております。○中西(續)委員 そうしますと、その内容は検討することを期待すると言っておりますけれども、この五年間で、これが破算をするのでその補完措置をしてあるからその間にということをやっております。

るわけですね。先ほど答弁がありましたように、既に一年間の四百五十億というものを措置してあるのだけれども、これでは不足をいたしまして七百億から八百億、あるいは九百億という声を出しておられる人もいます。いずれにしてもこれだけのものが重なるわけでございます。そうすると今度は、監理委員会案が通ったときには六十四年まででなしに急激に、六十二年にはそれを手がけようとしておられるわけですか。そうしたことについて検討がされておったとおっしゃいますか。その中身はそういうふうになっていないでしょうか。

○中島(國)政府委員 監理委員会の基本答申におきましては、要員の規模を、新事業体において引き続き維持するものが二十一万五千人、それから精算業務を担当いたします旧国鉄に所属する特別対策対象者が四万一千人でございますので、六十二年度におきましては二十五万六千人体制ということになるわけでございます。

一方、財政調整事業が策定されますときに基礎になりました国鉄の要員数、これは現在実施されております国鉄についての経営改善計画がございまして、これは昭和五十五年の日本国有鉄道経営再建促進特別措置法の規定に基づいたものでございまして、これによりまして六十年度の要員規模が三十二万人でございます。したがって、六十二年年度におきまして監理委員会の答申が実施されるものと、要員規模において今申し上げただけの乖離があるわけでございますので、したがって、再建監理委員会の答申の中でも当然そういう事態を予測しながら、今回の財政調整事業が限度であるので、年金制度の一元化を展望しながら公的年金制度全般による調整方針を確立する必要があるという、国家公務員等共済組合審議会の答申を引用しているところでございます。

○中西(續)委員 少なくとも、現在でも成熟度が先ほど言われましたように一〇〇%をはるかに超えているという実態、そして、言われますようにに徐々に減員していくわけですから、そうやってきたときに果たしてどうなるかということとは明

確ですが、そうした内容について、成熟度がこれだけになるのだからということ等については文章の中に触れていないんですよ。ですから、今私が指摘をしたと思いますのは、人員を減らしさえすれば何かいよいよいいんだという監視委員会の考え方だけれども、減らしていけば退職金が出、年金が出、では賃金とのバランスはどうなっているかということになってまいります。ますます拡大をしていくばかり。なぜかといったら、今までの国鉄のあれは全部賃金の中に、給与の中にこうしたものを全部一括して含んでおられるわけでしょう。そうなると、これは大変な破産状態になるわけですね。そういう問題等についてその中身は明確に指示していません。

だから、少なくともそうした問題と、もう一つは、なぜこのようになっていったかという一番大事なところが抜けておられるのです。今度の問題については、なぜこうした破産状態に共済がなってきたかという点についてぜひお答えいただきたいと思うのですけれども、運輸大臣は、大体なげなつたか、こうした観点について御存じですか。

○山下國務大臣 国鉄共済が今日のように悪化した原因につきましては、まず国鉄の特有の事情として、戦後大量の方々が国鉄に職員として採用されたということ、その方々の退職と、経営合理化に伴う職員の数が非常に減ったということが第一の原因でございます。さらに、給付と負担の関係が長期的に安定したものとなっていない。あるいはまた、より基本的には、小単位と申しまじょうか、例えば厚生年金は二千数百万人でございまして、こういって一つの年金の共済制度からいいますと、この国鉄の規模というものが非常に小さいということから、経営環境が変化することによって非常に左右されるという面がありまして、そういう面からして今日の破綻に立ち至った、このように理解をいたしております。

けれども、恩給処理の問題、それから軍人恩給とかかわりの問題、さらに外国から引き揚げてきた多くの人々の問題、挙げていきますとたくさんあるわけですね。

ところが、私は大臣にちょっとお聞きしたいのだけれども、これと全く同じ考え方ではないかと思うのですけれども、先般私は指摘をしたのですが、国鉄側から挙げられました中に、五十三年八月に文部大臣、厚生大臣に対して、文部省に六百九億円公共負担の軽減方を申し入れたいたしました。

〔船田委員長代理退席、委員長着席〕
そして、五十四年に国鉄再建の基本構想が生まれ、通学定期等公共割引対策、構造的な問題対策の一つとして要望いたしました。五十四年また再び文部大臣、厚生大臣に対して、五十四年に閣下四十九億円の軽減方を申し入れ、五十四年に閣議了解事項といたしました。「日本国有鉄道の再建について」、こういうことで議論をし始め、各省庁の検討委員会を設置して議論を始めたのです。これは全然進んでない。ところが、国鉄側も運輸省側もそれに対して追及をするとか要請をするとか、こういうことが全然なされてない。六年間されてない。私はここに、運輸省にしましても国鉄にしましても、内閣全般について国鉄に対する関心が全く意図的に無視されておった、こう言わざるを得ない。それと同じように、今回のこの問題についても挙げていきますとたくさん問題があります。これを見ると驚くぐらいにありま。こうした問題についてなぜ今まで措置をしておらなかったのだろうか。

外国の場合は、私がここで申し上げるまでもなく、国鉄の場合で言いますならば、年金対策が次々進められ、そしてこの前、連合審査の際には総理は、外国の場合には年金に対してどのように言っておるか諸外国の例を知っておるということをおっしゃいますから、総理が知っておるのに運輸省だとかいろいろなところが知らない私は思わないのだけれども、この点、どういふようになっ

ておるか、一言で言ってください。

○中島(眞)政府委員 その前に、先ほど先生の御指摘の点で、再建監理委員会の方は国鉄の共済年金関係についての負担について、将来のその負担軽減等について何も触れてないんじゃないかという御発言がございましたけれども、これについてちょっと御説明させていただきますと、国鉄が共済年金についての負担金の中で非常に大きなウェイトを占めておりますのが追加費用でございます。昭和三十一年七月以前の期間にかかっているものでございますし、それらについて全体としまして恩給負担金等も入れますと四兆九千億の金額についてはこれを新事業体には移行しない、旧国鉄において別途措置するということを言っておる点を触れておきたいと思ひます。

それから、ただいま御質問のございました外国の年金制度でございますが、諸外国におきまして国鉄に対する助成制度につきましては、一般的に我が国でも行われております地方の旅客輸送などの公共輸送義務に対する補償とか……(中西(續)委員「年金です」と呼ぶ)それから、社会政策的な運賃割引などに対する補償とか設備投資に対する助成とか、そういうものが主でございます。

年金制度について、年金負担金は我が国の場合と同様にそれぞれの国の国鉄が負担しておりますが、これに対するさらに国側の助成あるいはその内容というものは私どもも掌握しておりませんが、ただ、基本的に申し上げれば、我が国におきまして国鉄の場合におきまして……(中西(續)委員「掌握してないならいいです」と呼ぶ)六千億に上る補助金は交付しているわけでございますが、全体としての国鉄の負担の中における国の助成は行われておるといふことでございます。

○中西(續)委員 私が聞いたのは、年金についてどうなっておるかというのを先般聞かれた際に総理大臣は、調査をして、西欧に行つて十分知っておるといふことを答弁なさつたんです。ところが、それは運輸省は、少なくとも総理が知つておるんだから知つておるだろうといふことで私はき

よう資料を持ってきたくれぬかということを要請しておりますけれども、それも持つてきておらないところはさっきの答弁のとおり。承知しておらないといふことを言つておるわけですか。ですから、先般の中では、西独の問題とかイギリスの問題とか、いろんなものをわざわざ委員の側から数値まで挙げてちゃんと示したわけですか。五千億を超えるような膨大な年金についての対策をしております、一年です。そういうような状況がある。ところが、今言われているけれども、予算はほとんど減額をしておるわけですから、この点は、何もなされておらないというそういう状況でしか把握ができません。

ところが、私も一つ大臣にお聞きしますが、この掛金額あるいは給付の現況というのは、国鉄は他のものに比較をいたしまして大変高くなつておると私は承知しておりますけれども、これは間違ひないですね。

○坂本説明員 ただいまの御指摘のとおりでございます。現況下で他の共済組合より高い掛金率になっていることは御指摘のとおりでございます。

○中西(續)委員 そうなりますと、少なくとも本人たちに大きな責任があるわけではあります。これはすべてやはり全体的な責任として国がどうするかといふことを考えなくちゃならぬわけですか。ところがこれをずっと見ますと、もう時間がございませぬから一々挙げませんけれども、国鉄職員の場合には一〇・二%、地方公務員が五・二%、あるいは電電が六・六%と、大変な負担を強いられるおとし、それから今度さらにスライドの問題だつて、全部これはストップをかけられて全然伸びておりません。こういう実態等があります。ところが、大変な赤字になつておるからこそこうした状況になつておると思ひますけれども、これはあくまでも責任はそこに在る受給者の問題ではないし、あるいは今掛金をたくさん取られておる組合員の皆さんではない。と考へますと、この責任を、今度はいよいよ年金統合、七十年とい

うのは大体壊れておりますけれども、これができない場合にはどうなるかというところを破産です。公的年金が完全に破産をしてしまふ。そのときに、文部大臣にお聞きしますけれども、文部省は、私学共済の今の成熟度は三・二%ですよ、そのうすると、この公的年金制度そのものを破壊し尽くすようなものを一緒にして、これを我々が私学共済で負担をしないでならぬだろうか。この点どうお考えですか。

○松永国務大臣 国鉄共済の救済についての対処につきましては、もう前から申しておるとおりでございます。官房長官がさきの連合審査会で、国鉄共済の救済策については誠心誠意検討し、本案が衆議院を通過するまでに検討結果を報告させていただきます。この答弁の趣旨に沿つて対処されるべきものと考へておるわけでありませぬ。

○中西(續)委員 今言うように、そうなるべくと、全部これは関係関係会議みたいなものを開いて、従前答弁をしておたそれぞれの大臣の答弁と全然違ふように、後になつて措置をするというようなことをみんな言ひ始めたのです。それをまとめて今度は大蔵大臣は連合審査の中で、それぞれの大臣あるいは多賀谷氏などの質問に對してお答えになつておたようでございます。最終的にはどうするつもりなんですか、この点は所管の大臣として。

○竹下国務大臣 国鉄共済の救済問題。私は統合法案のときにしじみと感した感想を述べましたことが若干誤解を生んでおりますので……と申しますのは、統合法案をお願いするときに、本当にあの審議会、特に懇談会でございましてけれども、労使それぞれの方がいろいろ議論をなすつた。で、最終的にやつぱり労働者連帯だといふことと統合法案ができたわけです。これぐらい美しい姿といふのは私はまだに感じたことがないほど、本当に涙が出るほどうれしうございまして。そういう考へがあるから、すぐそれをさらに労働者連帯を拡大して最後にはオールジャパンに

持つていくのではないか、若干こんな誤解を受けた感がございます。

そこで、いろいろ議論をいたしました、最終的には今まさに文部大臣が述べになりましたとおり、官房長官の責任において、国鉄共済は私の所管でございますけれども、統一した見解を発表しようといふことになったというののが現状でございます。

○中西(續)委員 私は、少なくとも今度のこの審議をするに当たつて、文教では初めて本格的に審議が始まつたのです。そうなつてまいりますと、この関係で具体的な内容が示されず、しかも、この案件についてはもう従前からそれぞれの審議会、もう申し上げませんが、この案件については全部出ているわけですね。それに対して今出てこなくて、しかも関係会議を開いてもなおかつこれが終了するまでということになつておりますけれども、それじゃ、これが終了する時期はいつですか、時期を明示してください。

○竹下国務大臣 終了する時期というのは国会の御判断でございますので、我々が予測してそういうことを申し上げることは行政府として最も慎むべきことであると思つております。

○中西(續)委員 少なくとも国会が終了する時期というものはもうびしゃつと決まつておるんだからね。その時期までに示せばいいというようにお考えですか。私はそうじゃないと思ひます。衆議院で議論をする過程の中で、この点は可及的速やかに出されるということ、重要な課題ですから、このことが内容として入つておらなくちゃなりません。ですから、この点は、これを審議するに当たつてすべての総合的なあれをとつていくわけですから、この点が明確にされない限り審議する状況というのはいかぬか私は見出しがたいと言わざるを得ないわけですね。したがつて、時間がありませんから、大臣がもういなくなるというから、後に譲りますので、きょうは私はこの点を保留しまして、私の残る時間を残して、もう一度この分だけについて結論が出るまで審議をさせてい

ただきたいと思うのです。ぜひこの点を御理解願って、委員長、措置をしていただきたいと思うのです。——そのようにしてもらっていいですか、残る時間、留保しますから……。

○阿部委員長 ただいまの中西委員の発言について後刻理事会で協議させていただきます。

○中西(續)委員 いや、だめですよ。私の持ち時間を留保させてもらわないと——じゃ、私は言いますけれども、ある議員がこういうことを言ったのです。大臣、いいですか。終了する時期に出すと言われども、内容的には何も決定する必要はないと言われている。社会党などが言っているようなことを含めてやる必要はないのだからというのを私はあそこで耳で聞いたのです。ですから私はこのことを強調しているのです。どんなものが出てくるかわからぬのに我々がオーケーを出すわけにはいきません。ですから私は言っているのです。その点は明確にしてください。我々の納得いくものが出ない限りは我々はこれを成立させることはできないのだから。だから、私は今留保する、時間があるからそれをちゃんととってくれと言っているのです。

○阿部委員長 時間の留保については了承します。

田中克彦君。

○田中(元)委員 年金に關係する四つの法案が四つの委員会にかかっているということで、審議のテンポが若干ずれておりますために、連合審査とこの文教委員会の審議の中で時間の食い違い等も生じておりますが、大変重要な法案でございますので、せつかく大臣が出席でございまして、わずかな時間でありまから、特に問題点を絞って大蔵大臣にお伺いしたいと思うのです。

質問に入る前に、基本的な問題について各大臣おそろいのところでしばらく時間をいただいで議論をさせていただこうと思つたわけでありますけれども、きょうはそういう機会が許されませんが、したがって、単刀直入に問題に入っていきたいと

思うわけですが、まず大蔵大臣に伺いたいと思うのです。

今回の年金改正につきましては、臨調答申を基本といたしまして、そこから出てきた方向に基づいて年金改定の構想が進められ、第一段として、まず国鉄の共済を救済するために国家公務員の共済との一元化が行われた。そして、さらに第二段として、国民年金、厚生年金の統一が行われた。今回四つの共済年金の法案が基礎年金導入という形で、これをもって形としては一元化が終わる、そういう構想に立っていると考えますが、この改革は今までの年金制度にかつてない大きな節目になる改革であると私もほととえておりますが、大蔵大臣はこれに対してどういう考え方、認識をお持ちですか。

○竹下國務大臣 言葉が適切であるかどうかは別といたしまして、答申に基づいて、一段ロケットが国鉄統合、二段ロケットが今おっしゃった基礎年金を入れた国民年金、厚生年金、第三段階が、簡単に言いますと、その基礎年金を含むその方向に沿った今回の改正。そこで、若干違いますが、は、一元化はほばなれりという考え方には立っております。いわば給付の面においてはほば一元化の方向に進んだではないか。さらに最終的に一元化の方向を目指せば、今度は負担の公平と申しましょうか、そういう問題も議論が続いていかなければならぬ課題だと考えております。したがって、給付の段階までの一元化がほぼそろつたというふうな印象を受けております。

○田中(元)委員 各年金の収支のバランスの問題等は今後の努力にまたなければならぬ、しかし制度的には今回の改正で一応土台となるべき体制は整つた、こういう大臣の認識だと思うのです。が、そう確認してよろしいですね。

○竹下國務大臣 給付の面までのところというふうに、先生も今おっしゃいましたとおり、もう一つの問題はまだ残っていると理解しております。

○田中(元)委員 そこで、時間がありませんから具体的に伺いていくわけでありますが、厚生

年金、各共済年金に對しまして政府が出してあります国庫負担金のいわば四分の一カットの問題がございます。これは財政再建期間中ということとで五十七年、五十八年、五十九年と三カ年行革の特例法によつて四分の一のカットがなされてきたわけでありまして、それが、この財政再建計画が崩れた、こういうことによつて補助金削減一括法によつてさらに一年延長されている。この間、この文教委員会において審議されております私学共済の年金額を改定する法律案の際、第一国会、第二国会、二回この問題で私は質問に立ちました。また、さきの補助金削減一括法案のときには連合審査の中で大蔵大臣とも議論させていただいておりましたが、そういう経過の中で、その都度この問題についてはそれぞれの議員から指摘がされております。また、本委員会等におきまして、この問題についての附帯決議はその都度つけられてきています経過がある。しかし、この経過を振り返ってみますと、私の印象からすれば、当初この問題に對する政府の答弁の姿勢といふものと、最近聞いております政府の答弁との間では若干ニュアンスが違つたように私は思つております。昭和五十六年十月十二日の行革の特別委員会における渡辺大蔵大臣の答弁の中では、

国庫負担の繰り入れの減額分につきましては、政府は適用期間後、必ず差額繰り入れをいたします。

そのほか、いわゆる利息の問題も含めて適切な措置を講ずる責任を負つておりますから、御心配これなきやうにお願いいたします。極めて明快な答弁であります。これなら必ず返してくるであらうとだれも信ずるわけでありました。

ところが、その後何回もこういうことが繰り返されて、最近の答弁は非常に変わつてきております。この行革関連法、それから、これを一年延長します補助金一括削減法、この際もこのことは大變問題になりまして、大蔵大臣も答弁を一人は保留をして、改めて大蔵大臣の見解が翌日委員会

で発表されました。そのときの答弁は、行革関連特例法による年金国庫負担金の減額分については、積立金運用収入の減額分を含め、将来にわたる年金財政の安定が損なわれることのないよう、特例適用期間経過後において、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り速やかに繰り入れに着手するとの見解を示してきたところであります。こういうふうに変つてきておる。

最初のこういう極めて明快な答弁がどうして途中からこういうふうに変つてきたのか。大蔵大臣、これは渡辺大蔵大臣の答弁との間かなり差がありまされども、この政府の見解についてはどうお考えですか。

○竹下國務大臣 まず、基本的に申し上げられますのは、「特例適用期間経過後において、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り速やかに繰り入れに着手する」との考えに「変わりはございません、こういうことを申し上げたわけでありません、五十八年九月三十日。ただ、環境の変化といふのは、要するに五十九年度赤字公債脱却といふその目標がこのころだんたん怪しくなりまして、まあ怪しくなつたといふか不可能であるという判断をせざるを得ない状態になつたことは事実でございません。

そこで、正確に読めば別に変つたお答えをしておるわけではございませんが、答える方の私も受けとめられる先生も、やはりそういう環境の変化で、ニュアンスの上では大變違つたように受けとめられたのではないかなと、こういう気が私もいたします。しかし、いずれにせよ、この問題は約束は約束でございますから、今後の財政状態等を勘案しながら、きちんとした措置をとらなくてはならぬということは申すまでもないことでございます。

○田中(元)委員 私は今の答弁では極めて不満足ですが、別の角度からお伺いしたいと思うのですけれども、今回の基礎年金導入による年金改定、これは政府の説明からしますと、世代間、世代内

の不均衡、不公平を正す、制度間の格差を是正する、そして長期に安定して運営できるようにする、そういうことによつて老後の保障をする。そのためには、やはり国民に本當にこの制度が信頼されないといふのだ、だから協力を仰ぐ、こういうことになっていきますね。本當に長期に安定して国民に協力をしてもらわなければこの制度は実際には成り立たないわけでありまして、さき大蔵大臣言われましたように、財政再建計画が狂つてきた。狂つてきたのは政府の政策上のいわばミスだと思ふ。一たんは五十九年に赤字国債売却と約束をしたわけですから、その見通しが狂つてきたという事は政府の行政上の責任で、これは国民の責任ではありません。国民には、技術的にこういう制度の改革をして、長期に安定して信頼ができる、年金制度ですから、信頼しなければ年金をだれも払いません。途中で崩壊するかもしれないという危険を持ちながら掛金を払う人はいないと思ふ。そういう信頼関係の上にできるわけでありまして、そういうことになるとすれば、政府が約束をした年金の国庫負担金の四分の一のカット分はお返しをしますと言つたことはきちっとここで守らなければ、国民は本當に年金制度を信頼しないと私は思ふ。掛金は上げる、給付は切り下げる、そして年金を一元化していく、こういう制度に国民が仮に理解を示したとしても、政府の方がこういう制度改正に手をつけてきていながら、自分の方はカットして、返しますよと約束をした金は返さない、これでは国民が本當に信頼するわけはありません。

と厳しい事情にありまして、年金制度改革も一方六十一年度から今度は実施が決定されておる。そこで、六十一年度の厚生年金等の国庫負担金の取り扱いにつきましては、これらの二つの事情、財政が厳しいということと、まさに六十一年度から御審議いただいておりますものが議していただけたという前提において年金制度の改革が発表するということになりますから、この二つの事情を踏まえて、現在政府部内で六十一年度の予算編成、まだ始まったばかりという程度でございますけれども、その過程において、その予算編成の一環としてこれは慎重に検討していかなければならぬ課題だという問題意識に立っております。

○田中(克)委員 来年度の予算編成の中で慎重に検討する、こういうお話でありますけれども、今まで明らかにしているところからしますと、三カ年間の特例法の補助金を留保した期間、それにさらに補助金一括削減法で一年延長しまして四年間、こういうことになりましたが、この四年間の中で、厚生年金の場合には何と一兆七千七百七十五億円、地方公務員共済で二千二百億円、国家公務員共済で四百二十億円、私の推計でいくと私学共済で七十六億を超えと思ひますから、そうなりますと実に一兆三千四百七十一億以上の金が実はカットをされているわけですね。各年金に本當ならこれはいっていただければならない金なんです。これだけカットをしておいて、それで制度改正はして掛金は引き上げます、給付は切り下げます、長期に安定するように協力してください、こう呼びかけても、果たして国民が本當に信頼できるでしょうか。ここに非常に大きな問題があるし、今回の年金改定というものでいけば一元化へ向かつての基本的な土台づくりができたという、今までの歴史から見れば画期的なものだ、そういう制度改正をやるなら、この機会にこそきちっと決着をつけて、それから新しいスタートをするという考え方がなければ、長期的に安定して国民に信頼を受けるような年金制度にどうしてなるでしょうか。私は、そういう意味から、このことをどう

しても大蔵大臣に、せっかく御出席いただいたわけですから、もう少し明確な返還についての構想を示してもらいたい。

とにかく、一兆円の国債の減額といったって大騒ぎする時代に、一兆三千四百七十一億円返しますということについては、これは政府にとつたてよほどの決断とそういう努力がなければできない相談でもないし、もしそうだとすれば、これについての方々いろいろきちっとここで示しておかないと、どうしてもこの制度改正に押し流されてこの一兆三千四百億以上を上回るような金が行きやまになつてしまふのではないかとこの危惧を持つのは私だけじゃないと思ひます。こういう制度改正のときだけに、私はこのことは大蔵大臣の責任で明確にすべきだと思ふ。いかがですか。

○竹下(国務)大臣 二つの問題があるということを申しました。一つは、財政事情。もう一つは、今おっしゃいました本院で議していただいたというのを前提にすれば六十一年度に新しい制度が発足する。したがって、その後の部分の機をとりえてもうちゃんとガラガラポンとやつしまえ、そういうお話であらうと思ふのであります。そこが私がかかなか言えないところでございまして、約束を破ろうという気は毛頭ございせん。が、いつ、どういう時期にやるかということ、今お答えするところの自信はございません。したがって、今、補助金等の検討委員会もやっていただいておりますが、これとてその時間をかけられるわけにもまいりませんので、やはり六十一年度をどうするか、こういう問題については、まずはその現状を勘案しながら予算編成の際に検討していく重要な課題だというふうに考えております。

ただ、もちろん、おっしゃいますとおり、年金というものは国民の信頼感において成り立つものでございまして、未来永劫にこれは返しませんというふうな考えを持っておるものでは断じてございせん。

○田中(克)委員 どうしても納得のいくような答弁をいただけないで、非常に残念ですが、大蔵大臣、この問題は予算編成の段階で慎重に対応する、こういうことであります。この法案はまだ相当長い時間をかけて審議が続く、こう思っておりますので、その間に、このことにつきましては大蔵大臣に、この審議の機会にどうしても一つの見解を出してもらいたい、そして、でき得れば返還計画くらいは示すべきじゃないか、私どもはこういうふうに思ひますが、それはできませんか。

○竹下(国務)大臣 まずは六十一年度どうするか、こういう問題が予算編成に際して一つございまして、したがって、今おっしゃいました、責任を持つて返還をいたしますという事は言えますが、いわば年次区分等を明示した計画を提示するというのは非常に難しいことではなからうかというふうに考えます。

○田中(克)委員 答弁は不十分でありますけれども、私どもは、この問題についてはなおひとつ執念を持って要求をしていきたい、こう思つていますから、大蔵大臣もひとつ前向きで御努力をお願いいたします。

○阿部委員長 午後一時三十分再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時四十五分休憩

午後一時三十分再開

○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。田中克彦君。

○田中(克)委員 大臣の都合で質疑の組み立てが多少前後してしまいましたが、この問題に入りまます。特に、大蔵大臣出席でありますから、そういう上から伺つておきたい、こう思ふのです。と申しますのは、午前中の議論でも申し上げましたように、今回の制度改正というのは年金制度にとりましてはまさに画期的なものであるし、一元化に向かつての土台づくり、こういう性格を持

つておるといふことは、午前中の大臣の考え方の中でも明らかにされておりますけれども、そもそもこの問題が起つてきた発端というのは、臨時行政調査会が第一次答申を出したときに始まっている、こういうふうな思っております。

そこで、大蔵大臣、第一次答申の中ではこの共済年金問題につきましてはどういふように指摘をされているのでしょうか。

○竹下国務大臣 今お借りいたしましたので正確に読み上げます。「第一章行政施策に関する改革の方策 2 社会保障 (2) 年金制度の改革等高齢化社会への対応」そこでございしますが、「イ年金制度の改革 全国民を基礎とする統一制度により、基礎的年金を公平に国民に保障することを目標としながら、次のような方向で改革を進める。」その中で直接関係のありますのは、「②将来の一元化を展望しながら、給付体系、給付条件等について、制度間の不均衡の解消、各制度ごとの合理化、制度をまたがる併給調整等を進めるとともに、給付水準の適正化」等を図っていく、こういうのがポイントではなからうかというふうに思います。

それから、もう一つは、第五章のところにあります国有鉄道に関するところで、「国鉄共済年金は、このままでは、昭和六十年年度においては単年度収支が赤字に転化し、昭和六十二年年度には積立金もなくなる。」こういうようなことで、「類似共済制度との統合を早急に図る。」云々というのが基礎的な、基本答申の抜粋のまた抜粋、こういうことではなからうかと思えます。

○田中(克)委員 御承知のように、臨調の第一次答申というのは五十六年七月十日であります。それから第二次答申、第三次答申からずっと第五次、五十八年三月十四日の最終答申が出るまで作業が続けられておりますが、この答申の中で、特にこの年金、共済問題について厳しく指摘をされておりますけれども、その点について御説明をお願いいたします。

○坂本説明員 ただいま先生御指摘のございました

た臨調答申に基づきまして、政府はその後、地方公務員共済の財政単位の統合、あるいは国家公務員と公企体共済の統合、あるいは先般御成立をい

ただきました国民年金あるいは厚生年金の改正という段取りで進めてきているわけでございます。

○田中(克)委員 今ごく大ざっぱに指摘がありまして、特に第一次答申でございまして、大蔵大臣が触れられたように指摘しております。その出発の時点で既に国鉄問題というのは指摘をされております。特に、第三次答申の中でも、公的年金制度の段階的統合と年金行政組織の一元化、年金制度の不均衡の是正と年金財政の安定化のための給付水準の適正化、支給開始年齢の引き上げ、保険料の引き上げ、これらが指摘をされております。

特に、五十八年三月十四日の第五次の最終答申においては、国鉄の再建監理委員会の設置が提起をされて、これに基づいて再建監理委員会がつけられたのは御承知のとおりであります。したがって、そういう作業の中で、特に国鉄の問題につきましまして、第一次答申五十六年七月十日、五十七年七月三十日の第三次答申、それから最終答申のさつき申し上げました五十八年三月十四日、これにそれぞれ国鉄の問題が指摘をされ、これは特に経営の観点から触れられて、いわば共済年金の問題につきましましては極めて付随的に指摘をされているにとどまっておりますという点に注目しなければならぬと思うわけでありまして、こういう順序に従って作業が進んでおります。特に、五十八年の四月一日には公的年金改革の方向について関係関係会議が確認をいたして、この方向づけがされております。こういう一連の作業を受けて、五十八年六月十日に国鉄再建監理委員会がつけられた。そして五十八年十二月三日に共済年金法が成立をして、これに基づいて財政調整事業運営委員会が設置をされた。ここで国鉄、国家公務員、それから三公社等の統合が検討されて財政調整五カ年計画がつくられた。これは大蔵大臣に申請の手続がとられているはずで、それはいつで

ありまして、そのことについては大蔵大臣はどう対応したのか、その点をお答えください。

○坂本説明員 先生御指摘のように、国鉄財政計画につきましまして国家公務員共済組合連合会における財政委員会というものが設けられてまして、そこで種々議論がなされました。その結果、国鉄につきましましては年金水準が他の共済に比べて一〇％低いところまでスライド停止、片や国家公務員及び旧電電、旧専売の三共済から一年につき四百五十億の拠出を行うという意見書が出されまして、これが大蔵大臣認可申請がございました。これを受けて、大蔵省といたしましては、国家公務員等共済組合審議会に諮りまして、この答申をいた

ございまして、本年五月から実施をされているところでございます。

○田中(克)委員 大蔵大臣にこの申請がされて千分の五・三という上乗せが正式にそこで認められて、手続的に国家公務員共済全体が国鉄をカバーしていくという方向がここで決められていったと思うのです。それを大蔵大臣は結構だ、よろしいということでお認めになったわけですね。

○竹下国務大臣 そのとおりでございます。

○田中(克)委員 私がお伺いしてきたことは、要するにそれは大蔵大臣の責任、強いて言えば、臨調という政府の意思に基づいて設置をされた諸問題機関が出された方向を受けて、今申し上げましたようなそれぞれの機関、手続が経られて、それが大臣に申請をされ、大臣はそのことを認めて年金制度の改革のために年金額の引き上げもよろしい、こういうことで承認を与えたということだろ

うと思うのです。片や、そういう中で実は国鉄再建監理委員会なるものが臨調答申の中から設置され、さつき申し上げましたように、国鉄の問題の指摘についても既に第一次答申から第三次答申、最終の第五次答申と続いております。

そうなりますと、これは同じ臨調の中で、財政再建へ向かって年金共済制度の統合またこの長期安定という方向と国鉄の再建という問題、そして特にピンチに立っている国鉄の救済という問題を

中心に両面からこの作業が進んできたと思うのです。その経過につきましては、国鉄はもちろん国鉄総裁、そしてそれを管掌する運輸大臣、こういう立場の人が当面の責任を持っておりますけれども、あくまでもこの問題につきましましては、閣議決定あるいは関係関係の会議の承認という手続の上に政府の責任によって進められてきている、こういうことだろと思うのですけれども、大蔵大臣、それは確認していただけますか。

○竹下国務大臣 結論から申しますと、公的年金一元化の方向でそのような順序でやってきたということはおっしゃるとおりであらうと思っております。

私が特に印象を深くいたしておりますのは、たびたび申すようにございしますが、今度は閣議の方で申しますと、臨調答申を受けて五十八年五月二十四日に年金問題についての閣議決定を行いました。その順序は、申すまでもなく、第一は五十八年度においてなすべき措置、すなわちこれは、いわゆる「国家公務員と公企体職員共済組合の共済組合制度の統合を行う」とともに、国鉄共済組合に対する財政上の対策を図る。」ことでございます。それから、第二番目が「高齢化社会の到来に備え、長期的に安定した制度の確立を図るため、公的年金制度の一元化を展望しつつ、制度全般の見直しを行い、昭和五十九年から六十一年にかけて次の措置を講ずる。」というものの一つが、国民年金、厚生年金保険、船員保険の関係整理、それから共済年金については、その制度との関係を整理するという順序でやってきたわけでありまして、そして今後は「以上の措置を踏まえ、給付面の統一化に合わせ、負担面の制度間調整を進める。これらの進展に対応して年金現業業務の一元化等の整備を推進するものとし、昭和七十年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる。」という閣議決定の「具体化方策について」というものに基いて進めて、今日第三ロケット、こういうことでございます。

○田中(克)委員 今と同じ質問ですが、国

鉄はどう受けとめておりますか。

○中島(官)政府委員 今大蔵省の方からお答えいただきました全体の流れの中におきまして、国鉄の共済制度、破綻に懸念しておるわけでございませうけれども、これについて六十四年度までは一応調整整理事業によって対処していく。

一方、国鉄の再建につきまして、効率的な経営形態の確立と長期債務の処理を中心といたしまして再建策を策定するための国鉄再建監理委員会が五十八年の六月に発足いたしました。二年にわたる審議の結果、本年七月二十六日に「国鉄改革に関する意見」という形で改革の方向が示されたわけでございます。その中におきましても、将来の国鉄事業を継承する新事業体の形態を念頭に置きながら、将来のこれについての共済制度のあり方という点について、監理委員会としましては、これはその所掌事務の關係から一定の限度がございませう。やはり共済の關係というのはそれぞれの専門の分野がございませうし、各省の所管においてそれぞれの審議会もございませうので、そういうところの御判断にゆだねるとしても、一応六十二年二月の国家公務員等共済組合審議会から出された先ほどの答申を引用いたしまして、そこで示されておる方向に基づいての検討が行われることを期待する、こういうふうに述べておるところでございます。

○田中(元)委員 この臨調の答申から出てきている財政再建あるいは特に共済年金制度の一元化の方向についての作業というのをずっと順を追って見てまいりますと、五十九年の二月二十四日に閣議決定をいたしまして、その中で、制度の一元化の展望のもとに昭和五十九年に国民年金、厚生年金、船員保険の制度の改正を行う。昭和六十年には共済年金についても基礎年金を導入する。五十九年の三月二日に国民年金法の一部改正案が百一国会に提出された、これはもちろん継続審議になったわけでありませうけれども、そして、六十年の四月二十四日にこの法案が成立をした。六十年になりましてから共済年金法の今審議をいたして

おります四法案が国会に出されたということでありまして、特に六十年の一月十一日に大蔵大臣が国家公務員等共済組合審議会に諮問をいたしております。

こういう作業と経過があるにもかかわらず、この「国家公務員共済組合法等の一部改正について」の答申、これは大蔵大臣、運輸大臣、郵政大臣にあてて出しておりますけれども、国鉄共済組合の危機的状況については、かなり以前から予測されていたところであり、本審議会もその解決策を講ずべきことを繰り返し指摘してきた。それにもかかわらず、今日まで国の責任にも触れた具体案が提示されていないことは遺憾であり、さらに国としての格段の配慮が望まれる。という指摘がされておるわけでありませう。

そうなりますと、これだけの時間と手続、それから同じ政府、その中のそれぞれを担当する大臣が閣議決定をして進めてきた手順を踏みながら、しかもそれを諮問してみたら、諮問委員会から今言うような指摘が返ってくるというところは、一体何を意味しているのでしょうか。これは私は政府の怠慢と言わざるを得ないし、その政治的責任を政府は率直に認めるべきだと思うのです。このことはそういう政治的な責任の上で断じて許されることではない。今日国鉄を再建監理委員会の答申からさらに踏み出して合理化を進める、その人員の狂いが今この年金組合に当たって大問題を引き起こして、国鉄共済の救済問題が最大のネックになっている。同じ政府の中から同じ手続を踏み、同じ審議会の中から発想が生まれて、それぞれつくられて検討されたところから出てきた結論でこれだけの食い違いが生じているということは、政府の責任じゃありませんか。

○竹下(閣)大臣 かねてから、国家公務員等共済組合に対する審議会は、まず統合法案を出すときからそのことは指摘をされております。したがって、最も新しい答申でもその審議会の自主性でそのような指摘の答申があつても、私も別に不思議には思っておりませう。

政府が手続を行つてまいりましたのは、その閣議決定に基づいて一段ロケット、二段ロケット、三段ロケット、こう進めていく。そして一方、国鉄監理委員会も、これは御指摘のとおり臨調答申に基づいてできたものであります。この「意見」はそれと若干のタイムラグがありまして出てきた。そこに国鉄共済に関する意見も付されております。ただ、それは意見をもとに政府がやるべきこととございませうから、その意見は具体策は申し述べられておりませんが、そういう意見があくまでも意見としての限界であらうと思つております。それらを踏まえて、さらに今度指摘を受けながら私どもがこの法律案の審議をお願いしております。というのが現状でございます。したがって、国鉄監理委員会の「意見」を待つ前からもっときちんとして承つて結構だというふうに私も思つております。

○田中(元)委員 後段で大蔵大臣もその辺お認めになったようですから、余り深追いしませんが、特最近、縦割り行政の弊害が言われております。それそれ下部から上がつて各省庁から上がつていく政策の食い違いの問題が、いわば縦割り行政という形で内閣の統一性を欠くということになる場合は往々にしてあり得ることでありまして、このことは私もある意味では避けられないことも認めなければならぬ、こう思うのです。ところが今回の場合は、まず大前提になる、政府そのものが金科玉条にしている臨調というものを、つくつて、臨調の答申に基づいて、作業は一切そこから出発しているわけだ。いわば縦割り行政の弊害どころではなくて、その統一性、一貫性、そういうものがむしろ一番発揮ができる体制でこの作業は進んでいくはずなんです。そこに整合性がない。これはまさに時の政府の責任だと私は思うのです。

そういう意味で、私はこの点だけはきちっと踏まえてもらわなければならぬと思う。大蔵大臣が後段でお認めになりましたから、私は、私の主張していることの意味が大蔵大臣にもわかっていただけた、こう思つておりますけれども、その点はひとつ十分今後の進め方の中で政府としても心していただきたい。この辺はいかがですか。

○竹下(閣)大臣 私は、御叱正はいかように受けても結構だと申しております。国鉄共済の問題点はもう随分前から指摘されておるわけでございませう。また、臨調の答申等に基づいて年金一元化の方向で物を進めてきております。が、そこにいま一つは国鉄監理委員会の方からの御意見をちょうだいするのが必ずしも本法案の提出の時期というものは一致しなかつたということでありませうので、もっと早く手をつけるべきじゃなかつたかという御叱正は、そうはいってもなかなか問題でございませう。それは審議会に一つ御意見をまとめてもらうのも容易なことじゃございませうというふうな弁解をしようとは思ひませう。実際問題、統合法案を出しますときも、中身からいいますと国家公務員のサイド、電電のサイド、専売のサイドから見ればいろいろな言い分はあつたと思ひます。私もその言い分を幾ばくか夜を徹して聞いたこともございませうが、にもかかわらずまとめたいたした、それはそれだけの時間ばかりまらなかつたなどというのを申し上げる考えは毛頭ございませうが、もっと早くやるべきじゃなかつたか、こういう御指摘はやはり謹んでちやうだいい結構じゃないか、私どもはこれで大體間に合うという我々の判断でやったことであります。が、あなたの方でもっと早くやるべきであつたという御指摘は謹んで受けるべき問題だというふうには考へております。

○田中(元)委員 午前中の議論にも若干さかのぼるわけでありませうけれども、今大臣も率直にお認めになったように、とにかく五十六年に第一次答申が出て、それ以降指摘に指摘を重ねられていながら今日こういう事態を招いたということについての責任は感じておる、こういうことは率直にお認めになつておるわけだ。そういう現実が

あるから、臨調の指示に基づいてつくられた国鉄の再建監理委員会、それは分割・民営の答申を出した。それは三十二万人体制であった。それで今、年金統合につきましても、この統合の手続というのは数次にわたって手順が進められて、私は先ほど申し上げましたように、年次的には大体そのテンポで進んでいくわけですね。そうなりますと、双方の計画というものが、そういう踏んできた経過や手続や確認に基づいてそのテンポで進んで、その内容であって初めて整合性を持たれるわけですね。ところが、それが乱れてしまっているところ、今日、この大きな混乱と議論が起こっているわけですね。私はそのことを言っているわけですね。だから、おくれたことはもちろん私も大変不満でありますし、もう少し早く対応すべきじゃなかったかという気持ちは持っています。そのことと同時に、現実には今までの経過を振り返ってみて、そういう矛盾を犯してきているのではないかと。そうでしょう。

○竹下国務大臣 まず申し上げますのは、臨調答申に基づいて年金一元化の答申をいただき、そしてそれに対する協議決定を行って手順を進めてきたという事実が一つございます。もう一つは、やはり臨調答申に基づいて国鉄監理委員会というものができた。そこで、私も財政調整委員会という「意見」が出る前の段階で行ったわけでありまして、したがって、それに基づいて法律を御審議いただいております。たとえ継続審議であろうと。そのときに事情が新たに変わった、そこでこの新たに起きた問題に対してどうするか、こういう御叱正をいただいているわけですね。

それにつきましては、官房長官がお答えしましたように、本院で議了されるまでの間に何らかの見解を示します、こういうことを申し上げておるわけでありまして、私が私の段階で申し上げておるものは、その事情の変更に基づく問題について、これもこれから法律が通った後でないかと正確な数字はなかなか確定しないにいたしまして、それ

に対して、少なくとも六十四年度までの間に生ずる不足については政府の責任において解決策を講じますという答えを私がして、それに対して、もと政府の統一した見解を出さ、こういうことではございまして、それは官房長官がまとめて本院における議了までの期間に見解を御提示申し上げます、そういう段階でございまして、審議に至っております、こういうこととございまして。したがって、国鉄監理委員会の「意見」というものと我々が進めてきた年金の一元化というものは、必ずしもこの法律を審議していただく段階では整合性はなかったと思ひます。結局、監理委員会の「意見」はその後にしたいわば事情変更、こういうことになったというふうな位置づけをいたしておるということでありま。

○田中(元)委員 今までの経過から見まして、五十九年度に赤字国債を脱却して、財政再建、こういうことを政府は約束をしておきましたけれども、これも不可能になった。六十五年にはそれは延びたということですが、六十五年の財政白書から見る限り、赤字国債の脱却というのは私どもにとれば大変なゆづりもの、こういう状況ではありうと思ひます。強いて言えば、六十五年に赤字国債から脱却するということの展望に立てば、その間に年金、共済はこうする、それから国鉄問題はこうする、そういう整合性があつてその問題が片づかなければ、財政再建は実際には不可能だと思ひます。みんな絡み合っているわけですから、そういう点で、私はそういう整合性を特に政府に要求をしておきたい、こう思ひます。これはこれ以上言っても余り議論がかわ合わぬと思ひますから、質問を移してまいりたいと思ひます。

特に、今回は基礎年金導入によりまして一元化を図る。私どもは、文教委員会として私学の立場ですから、私学のこの問題について若干具体的に触れていかなければいかぬ、こう思ひますけれども、その前提として私学共済の実態について確認をしておきたい、こう思ひますが、一つ

は、今の組合員数と受給者、それから退職年金と通算年金の数、比率、それから私学の平均給与、これはどんなになっていくか。

○五十嵐政府委員 お答えをいたします。

まず、組合員数でございますが、これは長期組合員数をもつてお答えをいたしたいと思ひますが、三十四万九千人ほどでございます。そのうち、今度は年金受給者といふものがどういう数になっておるかということでございますが、これにつきましては六万三千三百四十九人ということでございます。

それから、五十九年度の長期経理の財政状況等を申し上げさせていただきますと、収入が千六百七十一億円、支出が四百四十一億円ということでございます。

それから、先ほどの平均給与の月額でございますが、これは標準給与の平均給与月額で申しますと、男女合算をしまして全体でございますが、二十四万一千九百四十五円ということでございます。

○田中(元)委員 私学の特徴として非常に高齢者の組合員数が多い。そういうことでありますから、六十五歳以上の組合員数、その他の共済との比較、これをちょっと教えてください。

○五十嵐政府委員 お答えをいたします。六十五歳以上の組合員数ということで申し上げますと、約一万五千人でございます。そして、全体の中の比率が四・四九%ということでございます。

○田中(元)委員 他の組合との比較。

○五十嵐政府委員 六十五歳以上ということで申しますと、国家公務員共済の例でございますがこれが〇・二%、それから農林共済でございますがこれが〇・八%ということ、私学共済組合の方が高齢者が比較的多いということでございます。

○田中(元)委員 それから、全体では共済から配偶者が国民年金に任意加入している数というのは百二十万、こう本会議で言われておりますけれども、私学共済の場合はどんな実態になっていくか。

○五十嵐政府委員 現在の段階におきましてはまだ把握しておりません。

○田中(元)委員 今伺いましたような私学の実態の前提に立ちまして、これから若干伺ひをしていきたい、こう思ひますので、今までのこの私学共済の問題を議論してききました際に明らかになっておりますように、比較的に私学の成熟度というものは共済に比べて非常に良好だ、成熟度が若い、こういう特徴も持っておりますし、また長期経理の責任準備金の充足率等も九五%を超える状況にある、こういうことが言われております。その私学の共済が今回は基礎年金導入ということによって一元化に向かうということでありまして、この私学の共済の立場に立つて私どもは当然考えなければならぬし、議論しなければならぬ、こういうふうに思っております。

そこで、まず文部大臣に最初にお伺ひします。文部大臣がみずから諮問をした社会保障制度審議会、これで私立学校の教職員共済組合法の一部改正について答申書が出ております。これについて文部大臣の感想をお聞かせください。

○五十嵐政府委員 社会保障制度審議会の御意見でございますが、これにつきましては、文部大臣に対する答申におきましては、今回の改正案につきまして、「公的年金制度の一元化を進める道筋に沿う限りにおいて一つの選択であろう」というようなことの御答申をいただいております。

○田中(元)委員 重要な答申で二項目に分かれておりますけれども、その1の方は「支給要件、支給制限等の点において、厚生年金と共済年金との間で合理的と思ひえない違いが見受けられることは問題である」というふうに言っておりますし、そういう前提に立てば、「国家公務員、地方公務員、私立学校教職員、その他の者を通じて画一に扱うことにも問題があるので、その給付水準と財源負担やスライドの在り方について更に慎重な検討が必要である」というふうに、文部大臣が諮問をした社会保障制度審議会が答申をいたしているわけでありまして。

○田中(元)委員 重要な答申で二項目に分かれておりますけれども、その1の方は「支給要件、支給制限等の点において、厚生年金と共済年金との間で合理的と思ひえない違いが見受けられることは問題である」というふうに言っておりますし、そういう前提に立てば、「国家公務員、地方公務員、私立学校教職員、その他の者を通じて画一に扱うことにも問題があるので、その給付水準と財源負担やスライドの在り方について更に慎重な検討が必要である」というふうに、文部大臣が諮問をした社会保障制度審議会が答申をいたしているわけでありまして。

そこで、午前中の中西質問の中にも若干出てお

りましたけれども、実はこの私学共済と特に厚生

年金との対比の中でさまざまな問題が起こつてき

ていると思ふのです。特に特徴的な問題は、私ど

も感じてゐるものはたくさんありますけれども、

まずお伺いしておきたいのは、私学共済の組合か

らも今回の改正について、「共済年金制度改革の

方向」に関する要望」というものが文書によつて

出されております。理事長さんおいでですか。

そこで、私は理事長さんの方に伺うわけであり

ますけれども、四項目にわたつて要望が出されて

ございます。

それから、この形で参りますと、五年の、それ

からの補正率をもつての割り下げでございますか

ら、比べまして、全期間給与平均の者よりも有利

になる者と不利になる者が出てきます。

○田中(克)委員 有利になる者と不利になる者が

ある。もちろん有利にならないと困るわけであり

ますが、そこで問題なのは、私学の場合は今まで

のやり方としては厚生年金と全く同じで、給与記

録もみんな残つておりますし、給与計算するの

に少しも困らない、そういう状況にあるのに、国家

公務員と同じ給与計算に準じてやつてほしいとい

うのは、いわばこの恩給に入つてゐる三百十人の

人たちが給与記録がないからその方針に従つた方

がよいということですが、残つた人たちはそうな

るとどういふことになりますか。

○保坂参考人 残つた方々の間にもこれによつて

全期間平均で行うより有利になる者と不利になる

者が出てまいります。

○田中(克)委員 これは組合の理事長さんの名前

で出ておりますが、前段で確認したように組合員

の意思というふうには私も受けてゐないわけ

です。組合全体のことを考えないといけない

こゝろです。そこで、ちよつとしつこくなら

ますけれども、私はそういう意味でお伺いして

いるわけです。

○保坂参考人 はい、そのようにしてあります

し、それはできません。

○田中(克)委員 ですから、その場合に、その恩

給財団に入つてゐた組合員、つまり給与記録のな

い組合員であつた期間の標準給与の月額はどうい

うふうにしていきますか。

○保坂参考人 それは一万円とみなすという規定

によつて処理しております。

○田中(克)委員 それは読みかへ規定によつて一

万円であつたとみなすという処理ができるという

ことですね。そうなりますと、給与記録がない恩

給財団に入つてゐた組合員の全期間の標準給与の

算出というのはいかぬわけじゃないですか。で

きますか。(保坂参考人「はい」と呼ぶ) それで

は、この要望の第二項で、公務員と「同様の事情

にあるので」というのはちよつと理由にならな

いじゃないですか。

○保坂参考人 給与の実態でということになりま

す。この一万円というのは給与の実態を反映し

ておられますので、給与の実態でということにな

りますとできません。

○田中(克)委員 国共済の施行日前五年間の平均

本俸月額に準ずる補正率というのがありますね。

(保坂参考人「はい、ございます」と呼ぶ) この

ことはちよつと後で聞きましょう。

その前に、文部大臣、今ちよつと理事長と私で

やりとりをしたわけでありますが、ちよつとおわ

かりにくい点もあつたと思うのですが、いわば標

準給与のとり方を、国家公務員がやっております

過去五年間の平均給与、それに補正率を掛けて

算出したものを平均標準給与とみなすという

形で国家公務員の場合は扱つてゐる。私学の場合

は全期間の給与記録、全部あるわけですから、そ

れに基づいて厚生年金と同じ方式でやれば、それ

も今言うように可能なわけですね。すると、いわ

ばどちらをとることが組合員にとって有利か不利

かということになります。そのことについて今理

事長はあつたふうにお答えになったのですが、

文部大臣としてはどういふふうにお考えになりま

すか。

○松永國務大臣 この点につきましては、実は私

の方に全私学連合の代表者の人たちが、偉い人た

ちが打ちそろつて文書を持つて陳情にお見えにな

りました。そして今先生御指摘の陳情書をちよつ

だいしたわけであります。そして、その陳情書の

中に大変重要な要項として、先ほどから話が

ありますように、国家公務員共済と同じような措

置にしてもらいたいという陳情でありました。し

たが、その陳情の趣旨を事務当局に指示をい

たしまして、全員打ちそろつての陳情であるか

ら、できることならばそうしてあげなさいとい

うことで指示したわけでありましたが、その結果とし

て今回の法案におきましては、先ほどから話がし

てありますように、五年間で、そして補正率を掛

けた方法で算出するという法案になつたわけであ

ります。これは、私学共済というものは過去もず

つとそうでございましたが、国家公務員共済に準

じてやつていくのだということにも合致するわけ

でありまして、妥当なものであると考えておりま

した。ところが結果的には、この措置によつて得

する人と一部不利になる人もあるということを開

いたわけでありますけれども、概して言えば、一

部の高給給与所得者についてちよつと差があると

いうことになるのださうでありますけれども、し

かし、今回の改正の趣旨等からいって、組合員相

互にバランスをとる措置としてやむを得ない措置

ではないかというふうな考えをおるわけでありま

して、やはり組合員相互の扶助の關係だといふよ

うなこと御理解を賜りたいわけでありま

す。

○田中(克)委員 実態を文部大臣ももう少し掌

握をしてもらいたい。私もちよつと思つたので

す。そこで、理事長、もう一度返りますけれどもお

伺います。

いわば今回の改正の中で一番大きい問題とい

うのは標準給与のとり方、前一年の平均というの

が結局組合員だつた全期間の平均の標準給与、こ

ういうことで、そこが一番大きかつたわけですね。

公務員はその記録がありませんから、五年の平均

に一定率を掛けたものを算出する、こ

ういふ方針をとつていたら、私学もそうしてくださ

い、こゝろが、私に質問に入る前段で確認をして

おりますように、私学の特徴というものは、一つは高

齢者が非常に多いですね。さつきも確認してあり

ますけれども、繰り返しませんが、非常に多い。

それから逆に言うと、若い人も非常に多いので

す。これは私立の幼稚園の保育さん、こ

ういう人

がありまうから多いわけですね。今言うように、結局有利か不利かということになりますと、高い給与水準にある人がきつと少し落ちて、低い人が上がつて、不利、有利が出るのだ、こういう解釈をしているのじゃないかと思うのです。ところが不思議なことに、今申し上げますように、年齢の高い人は組合員期間が長いわけですね、したがって給与水準も高い。そうでしょう。低い方は、特に保母さんなんかの場合は、最近勤務をして短期間に勤務を終わつてお嫁に行くから退職する、こういうケースが非常に多いわけですね。結局給与も低いし、組合員期間も非常に短い。こういう人たちの連合ですね、性格的に。

今申し上げますと、私どもが言っているのは、そういう性格であるのに、恩給に入つたような古い人、そういう人がわずかな数いるのだけれども、私学の給与水準というのはいかゞは非常に低くて、途中から私学助成なんかあつて給与水準が高まつてきたから、さつき平均給与を聞いたのもそれなんですけれども、ほかと比べて高いのですよ。国家公務員より地方公務員より私学の平均給与は高いのです。ですけれども、かつて低かつたから、今言うように厚生年金と同じ方式で給与記録で調べたその平均給与の出し方では不利になる人がある、こういう理解ですか。

○保坂参考人 これはまだ政令によつての補正率というのが示されておられませんので、どのような層のものが何人というようなのはつかんでおりません。しかし、これを、今国家公務員の補正率案で何件かモデル調査してみました、そういういたしますと、そのうち大体三分の二が厚年の全期間平均でやるよりも有利になり、三分の一がそれより下回つて不利になる、そういうことでございます。そういうあれで、第二の点でお願いした五年平均で補正率で切り下げという点の結果はそういう点でございますので、それについての厚年で平均したよりも三分の二は有利、三分の一は不利になるということでございますので、それについて特に私学の特色を大きく損なうということでは

ないと理解いたします。

○田中(元)委員 今のお答えですと、私どもは大変問題だと思つたのです。と申し上げますのは、先ほど申し上げましたように、この補正率の問題につきましても、〇・一八七七というのが諸手当分でもつて、これが補正率になっておるのですね。だから、一年の末期でもつて一・一八七七、二年になりまうと、〇・九八六〇へ〇・一八七七を足しまうから一・一七三七、こうなつて、以下ずっと二年、三年、四年、五年、六年、七年、これで十二年から十三年未満、こうなりますと、ここで初めて一からゼロにダウンするのですよ。〇・八〇四二の数字に諸手当分の〇・一八七七が加わるから〇・九九一九、こういうことになつて、ここからコンマ以下になつてしまふのですね。そうなりますと、十二年以上勤めているというような人になればみんなこれはマイナス要因になるのですね。今説明を聞いていますと、三分の二は救われて三分の一は多少ダウンする、こういうことで、さきに私が前段で御質問申し上げましたように、とにかく平均より低かつた場合には全給与期間の平均額と比較して平均の方が多ければ平均をとつていい、こういうことにもなつておるわけでしょう。だから、下の人がそれだけ出てそのまゝにされておるといふこともないわけでしょう。おかしいじゃないですか。

〔委員長退席、船田委員長代理着席〕
○五十嵐政府委員 一点補足をさせていただきますが、五年間につきまして、例えば十年勤めた人につきまして五年間をもつて十年を推測する、それから例えば十五年の方を推測するということになりまうと、初任給は当然低いものでございいますから、だんだん率は下がつてくるというのが通常ではないかというふうに思ひます。

○佐藤(通)委員 関連。
これは重要な問題だと思つたのです。ですから、今の法案の中の附則の中にこの問題が出てくるわけですね。標準給与のとり方、つまり全期間をもつて標準給与をとることは可能なんでは

よう、今、私学の場合には材料があるんですから。にもかかわらず、国家公務員並みの前五年をとつて補正率を掛けて全期間とみなす、こういうふうな選択した理由はなぜだということを言つておるわけだ。そこで、全給与をとれるのに前五年間の補正率というこつちを選択しているわけですね。これはこつちが有利になるということであつて、どうなんですか。

○五十嵐政府委員 私どもがこの法案をつくりました基本的な理解でございますが、これにつきましては、先ほど理事長からお話のございました三百有数の方の給与の記録がないということが片つた方にごさいます。それがまず第一点としてござい

ます。それで、そういうない人について一体どういふことをとるかということでございますが、同様な、過去五十年以外のものでございましてはなかなか俸給の記録がない、そういう国家公務員あるいは地方公務員の例がございまして、それにつきまして、今先生からお話のございましたような附則で、五年間をもつて全体を推算するというような法則をとつておるわけでございます。それと同じように私学共済もつたということでございます。

○佐藤(通)委員 私の質問に答えていないんだ。事実がどうかと聞いているんじゃない。標準給与のとり方について、私学の場合には全期間の給与という材料があつて、やればやれるわけだ。にもかかわらず、国家公務員並みということと前五年間をとつて補正率を掛けて推計していくというこの理由はなぜかということだ。とれる材料がありながら、なぜその前五年間というものをとつて補正率を掛けるというやり方をしたのか。これはつまり、普通の常識から言へば、皆さんが附則で出した方が有利だ、こういう観点で出したのかどうかということをお聞いている。この根拠をはつきりしてください。

したわけでございます。

○佐藤(通)委員 三百人のことはわかりました。それじゃ、圧倒的多数の人がいるわけでしょう。今三百十人ですか除きますと、対象になる人は何人になりますか。

○五十嵐政府委員 残りの全組合員約三十四万人が対象になる。これはどれだけの期間、どういふことになるかということはおさいます、そういうことでございます。

○佐藤(通)委員 三百十人は今言つたようにそういう材料が不十分だと言つけれども、三十四万人相当の人は全期間の給与で算定すればできるのに、なぜ三百十人ということをお定の前に立てて前五年間の補正率を掛けるということを選択したんだ。普通我々から言へば、そういうようにしたのは、この際切りかえるに当たつて、この前五年間に補正率を掛けた方がその三十四万人について全期間よりは有利になるということが考えられるというのであなた方が特に選択したということが常識的に考えられるわけですよ。そういうふうになつておるのになつていないのかということだ。そこを、なぜそれを選択したか、国家公務員並みに。

○保坂参考人 選択いたしましたのは、理由はこの三百十人の記録がないということからでございますが、そのときの私の考えは、それまでは最終の一年の標準給与、そのときの標準給与が普通一番高いわけでございますが、それからの計算でやつておりました。それが今度全期間平均になるよりも五年の平均で補正率を掛けた方が有利になるという判断はございました。

○佐藤(通)委員 有利になるという判断の根拠の資料を出してください。

○保坂参考人 それは補正率等がまだ示されておられませんし、先ほど田中先生がいろいろおっしゃられました数字等、私の方は全く知つておりませんので、その点の詳しいことは存じませんが、先ほど申し上げましたように、今、国家公務員の補正率案をもつてサンプリングで計算いたしました

ところ、三分の二の者が有利になり、三分の一の者は不利になるといいますか、そういう結果になります。

○佐藤(議)委員 有利になる根拠を示さない、そしてまたその資料を出さないと言ったら、補正率は何も出てないでしょう。補正率が出てないのに有利になるという根拠はどこから出てくるのですか。あなたの方は、それはただ推計でしよう。はつきりしたその人の、その三十四万人に

つては極めて重大な問題をあなた方はこういうように切りかえた、その根拠を出さない、資料を出さないと言え、まだ補正率は出ていないけれども、こういうように推計されるという数字でしよう。そんな推計で三十四万人が不利になるから困るんだ。だから、極めて重要な問題ですから、あなた方が判断して附則の中に入れてもらったという事は事実ですから、これが有利になるという、したがって、そういうことの判断の上に立つてやったという根拠になる資料をはつきり示してもらわなければ、我々は三十四万人に対して責任持った議論ができませんよ。どうなんですか、委員長。みんな生活かかっているんですから。

○船田委員長代理 質問を続行してください。

○佐藤(議)委員 三十四万人の生活がかかっているんだ、これは。資料を出さない。納得のいくような数字を示してください。

私の方の時間もちよっとありませんので、こんな根拠のないような議論をやっておたって、一番重要なところで、ちよっと休憩をとって、どこまであなたの方で資料を出せるのか、その辺のところを打ち合わせてください。これは文部省にも関係あるんですよ、あなたの方がそれを受けて出したわけですから。ちよっと精査してください。同じような議論やったってしようがない。

○松永国務大臣 先ほども申し上げましたが、全私学連盟、要するに私立学校共済組合の人たちの

強い要望として、五年間をとってそれに補正率を乗じて全期間の平均に換算する方法をぜひとってもらいたいという要望があり、しかもその中には、一部には記録がある人もいますし、中にはない人もいます、あるかないかによってばらつきがあるものもいかなものかという事で、この要望もあることでありますから、国家公務員に準じてこういう案にした、こういうことでござい

○佐藤(議)委員 強い要望があったからやっと言うんだけれども、要望があればやるんですか。要望があったことをあなたの方で十分精査をして、その方々にこのやり方だった不利がないとか、根拠をしっかりと判断してやらなきゃならぬじゃないですか。要望は要望でいいですよ。だから、あなたの方が受けとめて、それから私学共済からもいろいろな意見があった。それは今私が質問したようなことにはつきり答えられる根拠と数字があつてやらなきゃならぬじゃないですか。要望があつたからやっただけじゃ、これは子供と同じじゃないですか。だから、今もところどころの私学共済の方の理事長も言っているとおりで、さう、語ってください。こんな根拠のないことは、文部大臣、あなたが答弁するんだつたら、有利になる根拠を出さない。

○松永国務大臣 ただいま、要望があつたから、それだけのことでやっただけかというお話でございませうけれども、要望もあり、かつ資料のある人とならない人との間でばらつきがあるというの、要当では、それから、さらに加えて言えば、私学共済というのは国家公務員共済に準じていろいろな措置をしてきているという今までの経緯もこれあり、こういうことで総合的にこういう措置にした、こういうことでございませう。

○佐藤(議)委員 そういう要望があつたからというところ、補正率を掛けた方が有利になるといふ根拠のものは何もないじゃないですか。だから根拠を出さないと言ひのです。根拠がなければ話

の共通点にならぬじゃないですか。——いいよ、私が質問しているのは理事長だよ。

○保坂参考人 先ほど申し上げましたように、全期間平均でそれを標準給与に割り落とすよりも、これは最終の五年間の平均で割り落とす方が有利であるという事は判断いたしました。これはそのとき全組合員についてそれを計算するということではできませんのでその資料はございませうが、それで最近、これはまだ案の段階でありましようが、国家公務員のそれでサンプルを抜いて計算いたしましたところ、三分の二が全期間平均よりも有利になり、三分の一の者が不利になる、そういう状況になったのでございませう。

○佐藤(議)委員 それで、有利になるということ言っているんだけれども、まだその前五年間に對する補正率も出ていない。そういう中で、あなたの方は補正率を、言うなれば借用して推定値を出してそういうことだという言い方をしているわけですが、しかし、これはあなた、考えてみると重要な問題なんですね、三十四万人の人たちにとつて。それは国家公務員のように前の資料がないとすれば、これはやむを得ざる措置ですよ。しかし、あの恩給ですが、三百十人を除いたそれ以外の方は資料はあるのですよね、やろうと思えば、この資料がありながら、わざわざ国家公務員と同じようなやり方で前五年の補正率を掛けるということとはかなり慎重な判断を必要とするわけですよ。ところが、まだ補正率も出ていない、推計値でこういう判断をするという事は私は問題があると思ひます。ですから、これは私たちが一言え

ば、三十四万人の生活がかかっていることを国会の場で議論するのですから、納得のいくような形の現時点における資料を出してもらわなければならぬという議論にならないという事を言っているわけですよ。したがって、その資料を出してもらいたい。

○船田委員長代理 速記をとめて。

〔速記中止〕

○船田委員長代理 速記を起こしてください。佐藤議員。

○佐藤(議)委員 それじゃ、いいですか。私が先ほど質問したことについての関連する資料要求をいたしました。それはこういう資料を求めておるわけでございます。つまり、標準給与のとり方に関連する資料として、一つは全期間の給与、これから割り出した標準給与、それからその前五年間、これに補正率を掛けた場合の資料、ただしそれは補正率はまだ正確なやつが出ておりません。ですから、それはまだ出ておりませんので、国家公務員なり何なり、それに類似の数字を使つてもやむを得ないと思う。その資料を二つ出してくだ

さい。そうしますと、それを材料にして、きょうの重要な問題でございませうので、引き続きこのことについては議論いたします。したがって、それまでこの問題は資料が出た時点で審議をいたしますので、出すという事をはつきりすれば、私の方は質問をその間留保いたします。どうですか。

○保坂参考人 補正率はまだわかつておりませんので、それで全期間の平均とそれから五年で計算した場合のそれがどうなるかという対比。それは三十五万全部にできませんけれども、サンプル調査でそれはできます。しかし、補正率の点は、どういう補正率でということとはちよっとわかりませんので、補正率を掛けたそれは出せません。

○佐藤(議)委員 それで二つの資料のことはわかりました。ただ、補正率が出ていないわけですよ。これは事実、そのとおりです。したがって、それに近いと推定される補正率を使つたものも出してください。わかりませうか。

○保坂参考人 はい。その推定補正率が私どもの方ではどこに推定していいか、それはわかりませんので……

○佐藤(議)委員 それは国家公務員というのがあるのだから、大体想定がつくのじゃないですか。それはあなたの方に任せますから。

このくらいになるのではないかと。これはご
 ちらの推定でいたしましたので……。

○佐藤(議)委員 それはあなたの方の判断する推
 定値でやむを得ないと思いますから、それで出し
 てください。いいですか。

○保坂参考人 私の方の判断の推定……

○佐藤(議)委員 そうそう、それをもとにして議
 論しますから。

○保坂参考人 はい。

○佐藤(議)委員 いいですね。じゃあ今のこ
 いですね。——そうなりますと、そういう資料が
 出たところで今の議論をいたしますので、この問
 題については留保をいたします。

ただ、ちょっと付言しておきますと、補正率
 出ないから云々と言ったけれども、補正率も出な
 いのにそれをやるというところはかなりの根拠がな
 ければできないはずなんだな、常識から言うと。
 これはいづれまたやりまされども、そういうこ
 とで留保します。

○田中(克)委員 今の質問はそういう形でありま
 すから、資料をいただいてから私どもの納得のい
 く説明をしていきたい、こう思っております。

要望の中にもあるわけでありますが、今回の場
 合、私学共済が持っている特徴的な問題から、特
 に他の年金との関係で問題になりますのは、六十
 五歳以上の人たちの取り扱いの問題であります。
 特に退職共済年金の受給権の問題についてであり
 ますが、改正後の国家公務員共済法七十六条を準
 用する、こういうことになっておりますが、この
 給付の要件というのは、まず六十五歳以上である
 こと、それからもう一つは組合員期間が二十五年
 以上であること、こういうふうになっておりまし
 て、なおこの退職すること一つの給付要件として
 いるのは今までと同じであります。一方、厚生
 年金の場合については、今回の改正で被保険者資
 格が改められて、退職しなくても六十五歳になれ
 ば被保険者ではなくなる。こうなりますと、六十
 五歳以上の在職者の中には老齢年金を受給できる
 人が出てくる、こういうことになります。結局、

六十五歳以上になって仕事はしているわけであり
 ますけれども、保険料はもろに納めてない。一
 方では、私学の共済の場合にはこの七十六条の準
 用というところになりますと年金が受給できない、
 こういう矛盾を生じてくるわけですね。しかも私学
 は、前提になった議論のときにも申し上げました
 ように、非常に高齢者の占める比率が高い。しか
 も、私学の性格から学校運営者が教授を兼ねてい
 る、あるいは学長を兼ねている、こういう場合が
 非常に多いわけですね。そうなりますと、こういう
 人たちは厚年と比較して大変、同じ職場にいな
 がら扱いとして救済されなくなる、こういう問題
 がここできちんと出てくるわけですね。これは何
 としても一定の解決をしていかなければいけない
 問題だ、こういうふうに私も思っております。あり
 ますけれども、このことについて文部大臣の見解
 を聞いておきたいと思っております。

○松永国務大臣 お答えいたします。

先生御指摘のように、在職中であれば退職共済
 年金は支給しない取り扱いとしていたわけであり
 ますが、しかし、標準給与が一定額以下の者につ
 いては在職中であっても六十歳以上の者について
 は年金の一部を支給する制度を設けることにして
 あるわけでありまして、また、在職中であっても六
 十五歳以上の者については別途国民年金から基礎
 年金が支給される仕組みが取り入れられることに
 なっております。

今、先生御指摘のように、厚生年金の場合との
 比較の問題でございますが、さようなわけで在職
 中は、標準給与の低い者については一部の支給が
 ありますけれども、そうでない者については支給
 がないわけでありまして、しかし、在職期間が延び
 ることによって受給する年金額は増額されること
 になります。また、厚生年金にはない職域年金相
 当部分が別に設計されているところでありまして、
 一、概ねどちらが有利、不利ということとは判定
 できないわけだ、というふうに思っています。

○田中(克)委員 午前中の中西委員の質問の中に
 もありましたように、長期の適用除外校というの

は、六大学の東京大学を除く慶応、早稲田、明治、
 法政、立教を初めとして三十学校ある。ここに働
 く人たちは大体、ちょっとことしの数字がないの
 ですけれども一万人は超えている、こう思うので
 すね。そういう人たちは今言うように厚生年金の
 扱いでありますから、働きのながらも年金の給付は
 受けられる。結局、この私学共済であるがゆえに
 受けられない、こういう問題が起こつてきます
 と、午前中の議論にもあったように、これから新
 しく建てられる私学というものは強制加入というこ
 となんですけれども、実際にはこうやって私学か
 ら適用除外を受けている大学もある、その学校の
 方は扱いとして非常に有利だ、こういうことにな
 りますと、これはさっき言うように強制する力を
 持っていると言うんですけれども、その問題と絡
 みましてまた現場で大変混乱を起すのじゃない
 か、こういうふうに思うのです。この問題につ
 てはどういう処理をされるつもりですか。

○五十嵐政府委員 先生御案内のように、現在既
 に厚生年金と私学共済との間ではその低在老の制
 度において差があるというところはございます。そ
 れで、ただいま大臣から御説明申し上げましたよ
 うに、新たに今度は共済の方に低在老の制度を取
 り入れたというようにございまして、そう
 いう点におきましては一歩前進をしているのでは
 ないかというふうに思うわけでございます。

○田中(克)委員 この問題は、それぞれの委員会
 が審議をしてまた連合審査へもう一度戻す、ある
 いはまた各委員会が上がってきている問題点とい
 うのは集約してまとめる、こういうことになって
 おりますので、私は問題点として指摘をしておい
 て、その際にまた十分検討をしてもらいたい、こ
 う思います。

今の問題と関連して、このことから発生をする
 問題というのはいろいろな形で起こつてまいりま
 す。例えば障害年金の場合でも、六十五歳以降の
 事後重症制度あるいはまた六十五歳以降初診日の
 支給はない、こういう矛盾も、国民年金の方の加
 入期間が六十五歳まで、こういうように決まっ

ておりますので、どうしても厚生年金あるいは農林
 年金のような任意継続という資格を与えて同じ扱
 いにしないと私学共済の場合も問題が起こる。こ
 ういうことについてはどう考えているのか、考え
 方を聞かしてもらいたい、こう思うのです。

○五十嵐政府委員 先生御指摘のように、障害共
 済年金でございまして、これにつきましても在職
 中の人にはないというふうな制限が共済組合
 の場合にはあるということでございます。ただ、
 これにつきましても先ほど申しましたようない
 わゆる低在老という制度が設けられているというこ
 とでございます。

それで、私学共済とそれから厚生年金といいま
 すものは、それぞれ制度的な沿革がございま
 して、その中の沿革を生かしながらできるだけ合
 わせていくという努力をしているわけでございま
 すが、やはりあくまでも共済組合の制度とそれか
 ら厚生年金の制度とはまた違うところがございま
 すので、その点は時間をかけながら直していく
 という必要があると思っております。

○田中(克)委員 時間をかけながら直していくと
 いうことはどういう展望を持っておいでるわけ
 ですか。

○五十嵐政府委員 私ども、私学共済といいま
 すものは、さっきから説明を申し上げておりますよ
 うに国家公務員に準じてやっていくというよう
 なことではございまして、そのグループの間の連
 携というのを考えながら直していくということ
 でございます。

○田中(克)委員 そうしますと、次の五年後の再
 計算期を目標に検討するということ意味ですか。

○五十嵐政府委員 今度の法案をお通しした
 後に負担面についての一元化その他については
 今後検討していかなくてはならないということ
 でございます。それで、全体の一元化につきま
 しては、閣議決定にもございまして昭和七十年を
 目標に考えているというふうなことでございま
 す。

○田中(克)委員 国民年金の方が六十五歳という

ことに決まっておりますので、それとの関連の中でどうやっていろいろ矛盾も起こってくるわけですが、例えば遺族年金の場合でも、六十五歳の組合員で老齢基礎年金の受給資格を持っている人が死亡した場合、その子供または子供のある妻に基礎年金が支給されない、これも同じようなことになるのです。やはりここでも共通している問題になると思うのですけれども、これも同じように考えていいわけですか。

○五十嵐政府委員 遺族基礎年金の場合には老齢年金との絡みでどう考えていくかということになると思うのですが、遺族基礎年金が最初に出る方につきましては、老齢基礎年金をとるかどうかというのは当然六十五歳の時点において判断することだと思えます。

○田中(吉)委員 時間が詰まってきたので、いまは、従前から言われてきております私学共済に対する都道府県の補助金の問題について伺うわけでありました。

これは従前もずっと議論の続いてきた問題でありますけれども、五十九年度で、全学に出している県が二十八県、一部大学と短大等を除外しているところが五県、補助率を削減しているところが十四県、合計して四十七県、こういう数字になっております。この総額は私の記憶では五十億を超えていると思っておりますけれども、今回この制度改正によって私学共済の、さっき議論になりました国の四分の一の補助金カット、そういう状況の中で、私学も非常に掛金はアップされる、給付は切り下げられる、掛金のアップ率につきましては、今既に出ておりますように二・八倍、こういうことで数字の上からすれば国家公務員を上回るアップ率、こういうことになっております。したがって、そういう点から見ると、交付税の対象が高校以下あるいは専修学校に限られているというところで、一方で、いわば地方公務員の基礎年金部分に当たる三分の一の国庫負担は地方自治体によっていく、今回の制度はこういうことになっておりますから、勢い地方自治体に負担

が転嫁されておりますので、地方自治体はますます窮地に立つ、したがって私学助成の影響というものはまたね返りが非常に心配される、こういう状況になります。そこで、このことについては文部大臣としてはどういう対応をされるおつもりですか。

○松永国務大臣 私学共済組合に対する都道府県の補助は、都道府県における私学振興という観点から行われているものでありまして、社会保障制度上の観点から講じられておる公経済負担として国庫補助とはその性格を異にするものであると思っております。したがって、今度の制度改正がなされて私学共済に対する国庫補助の方法が変更される場合においても、この都道府県の補助の考え方は維持していくべきものであると考えております。したがって、文部省としては、先国会でも附帯決議をいただきましたあの趣旨に沿って、都道府県補助が行われるように努力をしてまいりたいと考えております。

○田中(吉)委員 特に今回の制度改正に伴って文部大臣として各地方自治体に要請するというような措置はもとになりますか、なりませんか。

○松永国務大臣 特別の要望をしなくとも法律上そうなるわけでありまして、当然続けられていくものと考えておりますので、当然続けられていくものと考えております。

○田中(吉)委員 法律上なっていると言いますけれども、さっき私が前提で言ったように、交付税の対象になっているのは高校以下ということでありまして、大学等につきましては地方自治体がその意思を持たなければならぬわけでしょう。ですから強制力はないのですよ。そこを文部省としては、私学振興のために今回制度改正があってもひとつそれを続けてほしい、こう言わないと、自治体は手かげんをし始めるのではないかと、いうことを私は言っているわけでありまして、

○松永国務大臣 そういうことも含めて努力をしてまいります。

○田中(吉)委員 この辺は私学にとりまして非常に大事な点だと思えますから、ぜひお願いをいた

したいと思えます。

残る時間が非常に少なくなってきましたので、あと基礎年金問題を私ずっとまとめて伺いたいと思つたのですが、きょうは行ったり来たりしましたので、ちよつと整理しにくいのですが、厚生省、おいでになりますか。――若干議論はあったのですけれども、今回の場合の特徴は基礎年金を導入するということですから、この基礎年金というのは非常に大事だと思つたのです。それで、中西質問の中で大筋的な立場からいろいろ議論があったわけですが、私は極めて具体的に聞いていきたいと思つたのですが、この基礎年金の水準を五万円と決めたのは何ですか。

○谷口説明員 お答え申し上げます。

基礎年金の水準についてのお尋ねでございますけれども、基礎年金につきましては、老後生活の基礎的な部分を保障する、いわば老後生活でいろいろな費用がかかるわけでございますけれども、その基礎的な部分を保障するということで、高齢者の方々の現実の生計費等を総合的に勘案いたしまして月額五万円、そして御夫婦ですと十万円という水準をいたしましたものでございます。

○田中(吉)委員 今の答えは、いわば最低生活を保障する建前から生活費の調査等を基準にして五万円を決めた、こういうことですけれども、今、生活保護法による生活扶助費はどのくらいになつていますか、一級、二級。

○谷口説明員 お答え申し上げます。

生活保護基準に基づく生活扶助費でございますけれども、現在、單身の方でございますと二級地で約五万三千円、御夫婦でございますとそれをお一人に直しまして四万九千二百七十円というようにな水準になつてございます。

○田中(吉)委員 私の調べですと、一級の生活扶助費で六万二千円、そのほか家賃、医療費等の加算をいたしますと十一万七千二百二十円、こういうことで、これがいわば最低生活を保障する生活保護世帯の基準だ、こうなります。

ました水準も五万円を上回っているわけですね。これは一方で年金を四十年掛けて、今六千八百円ですけれども一万三千円まで掛けるわけですね、将来上がっていきますから、年々三百円ずつ上がっていく。それを掛けた人が五万円もらうわけですね。年金で老後の生活が安定し保障されるということがこの基礎年金の意味だと思つたのです。それが結局、年金を掛けない生活保護世帯の生活扶助費がこれを上回っているということになります。年金を掛けた人は、掛けていながらその生活さえも保障されないという矛盾に突き当たるでしょう。これはどうしますか。

○谷口説明員 お答え申し上げます。

基礎年金の水準と生活保護の基準との関係についてのお尋ねでございますが、先ほど申し上げましたように、基礎年金の水準は老後生活の基礎的な部分を保障するという考え方に立っているわけでございます。片や生活保護におきましては、先生御案内のように、個々のニーズに応じましてその方の最低生活を保障する、もちろん資産とか収入がある場合はそれも勘案しながら最低生活を送れるものを保障するという考え方に立っております。基礎年金の水準につきましては、いろいろ改正法案を御審議いただきましたときにも御議論があったわけでございますけれども、水準を考えた場合に、先ほど先生からも御指摘ありましたように、当然将来の保険料負担というものもあわせて考えなければならぬと考えております。現在五十九年度価格で六千八百円でございまして、将来は月一万三千円の負担になるということも考えまして、いろいろな御議論がございまして、老後生活の基礎的な部分を保障するものとしては、要当な水準ではなからうかと私どもも考えておる次第でございます。

○田中(吉)委員 私は今の生活保護世帯との比較の上において伺いたしたのですけれども、そのことの答弁をいただいておりますんで非常に不満ですけれども、時間が来てしまいましたので、以上

で打ち切ります。あとまだ残された問題がたくさんございますから、同僚議員の方から質問を続けさせていたくようにしたいと思います。

○船田委員長代理 藤木洋子君。

○藤木委員 私立共済の審議に当たりまして、まず私は日生学園の問題を最初に取り上げさせていただきます。

これは後の私の私学共済の議論にかかわってまいりますので、一見離れているかのごとく見えますが、決してそうではございませんので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

山原議員が前回、日生学園の問題で質問をいたしました際に要求いたしました資料の大半は、きょうちょうだいをしております。この際、私からも幾つかの追加資料を求めさせていただきます。

まず第一に、この五カ年間に第二高校で起こりました集団脱走の件数とその年月日、人数及びその理由。それから退学者についても同様の資料をちょうだいしたいわけですが、これはできないという御事情も聞かせていただいているのですが、もう一度御努力をいただきたいと思えます。それから私学助成額の推移。そして最後に、折に触れ青田校長が、この日の言葉というように訓辞を述べられるのですけれども、それが「日生言」として発行、配付されております。これもここの「日生言」について取りそろえていただきますならば、教育方針などについて非常によくわかる資料になるのではないかと思いますので、この点をお願いしたいのですけれども、いかがでございますか。これは文部省の方からお答えをいただきたいと思うのです。――担当の方がまだとどいていらっしゃらないようですので、次の質問に移させていただきます。

シャッター事件についてですけれども、警察庁の方は見えになっていらっしゃいますか。――シャッターによる事故死とされております事件につきまして、山原議員も指摘をしたところでございますけれども、検視記録の提出を求めてまいり

ました。しかし、これは提出できないということとでございましたね。しかし、この事件は殺害の疑いを免れない不可解な事件でございます。三重県の人権擁護委員会の立入調査の結果、事故死とは考えがたい幾つかの重要な問題が明らかになっております。

状況は、うつ伏せになって片一方の肩と首をシャッターに挟まれていたとされております。しかし、シャッターのおりるスピードは極めて緩やかであり、高校生ならばシャッターがあいてる間に敏捷にここをぐり抜けることは容易だとみなされる点が第一点です。またもう一つ、シャッターは非常に重くて二、三人の大人の力では到底持ちこたえられない、支えられない圧力であるという点です。にもかかわらず肩と首の骨は何の異常もないというのはまさに不思議な出来事だと思わなければならない。しかも、その死因は窒息死というわけでですね。しかも、骨を全然けがせずに窒息だけする、こういうことが到底考えられないという点でございます。

このような疑問がございまして、検視記録を示して真相を明らかにしていただきたいということとを重ねてお願いをするところでございますけれども、その点はいかがでございますでしょうか。

○藤原説明員 お尋ねのシャッターがおりた圧死事件の事故死の認定でございますが、今、委員、非常に重い圧力がかかるシャッターであるとか、敏捷な高校生がなぜそこにはまったかといったような御指摘がございましたが、警察といたしましては、検視官が現場に参りまして十分に検視いたしましたわけでございます。その結果、これは一応事故死であるという認定をいたしましたところでございます。そういうことで認定をいたしましたその結果でございますが、検視で死体を見分した結果の調査等には、死体の身元関係とか、あるいは死亡の動機、現場における状況とか、あるいは死亡の動機、原因等のはか、死者、家族その他関係者のプライバシーに関する事項が記載されております。そういうことで、死者、家族等の名譽、秘密保護の点から公表していいものでございまして、そういう意味で、前回は申し上げておりますように、資料の提出は差し控えていただきたいということとでございまして。

○藤木委員 今ちょっと気になる御発言がございました。一応認定したというふうにたしかおっしゃったと思うのですけれども、一応ということとは、これが変わり得るということをも含んでいるのでございましてか。

○藤原説明員 一応ということとは、その状況として既にその現場においてそれが大体確定した状況である、こういうふうな考えでおります。

○藤木委員 そういたしますと、プライバシーの点ということでおっしゃったわけですが、それでは、死んだ子供の親が直接この記録を見せてもらいたいというふうな要求した場合はどうなりますでしょうか。

○藤原説明員 親が子の検視結果の閲覧あるいは提出を要望された場合といったような問題でございまして、特にそういう御遺族の方には、関係者のプライバシーを侵害しない範囲の事実関係について具体的な状況を説明申し上げるというふうな一般的に取り扱っているところでございます。また、特に本件につきましても、事故発生当時、御遺族に対してそういう状況を御説明申し上げ、御納得していただいておりますという報告を受けております。

○藤木委員 検視記録そのものは確かに提出できない御事情がございまして、御遺族の方には、関係者のプライバシーを侵害しない範囲の事実関係について具体的な状況を説明申し上げるというふうな一般的に取り扱っているところでございます。また、特に本件につきましても、事故発生当時、御遺族に対してそういう状況を御説明申し上げ、御納得していただいておりますという報告を受けております。

○藤原説明員 死体を見分いたしました結果等につきましては、御遺族などに対しまして説明するのは先ほど申し上げたとおりでございますが、そ

の他の一般の方には死者及び関係者等のプライバシー保護の観点から具体的内容については公表しないことにいたしております。

○藤木委員 それは一切できないということとでございましょうか。一切にわたってできないということとでございましてか。

○藤原説明員 従来の取り扱いでは一切出さないということに運用いたしておるところでございます。

〔船田委員長代理退席、委員長着席〕
○藤木委員 それでは、前段の質問をいたしましたときの御答弁がいただけるようでございますので、このシャッター事件につきましてはこれで結構でございます。

それでは、もう一度申し上げなければなりませんでしょうね。質問の中で、日生学園の問題で資料の追加要求をさせていただいたところなんです。その一つは、この五カ年間に第二高校で起こりました集団脱走の件数、その年月日、人数及びその理由というのを調べたいので御提示をいただきたいとお願いをしたところでございます。また、退学者についても同様の資料がいただきたいのですけれども、文部省から伺っているところでは出せない事情がございまして、聞いておりますが、これももうひとつ御努力をいただけないかと、この点が第一点でございます。それから私学助成額ですね、この推移がどうなっているか、これもひとつお調べをいただきたいということでございまして。そして最後にお願いをいたしましたのは、折に触れ青田校長がその日の言葉というように訓辞を述べていらっしゃるのですが、それが「日生言」というものにまとめられておまして発行、配付をされております。この一、二年の間に発行されました「日生言」についても取りそろえていただきたい、このようなお願いをしたのですけれども、いかがでございますでしょうか。

○高石政府委員 先生御承知のとおり、県の方が直接に監督権者でございますので、三重県と十分相談して、出せるものは出していきいたいと思

ますが、出せないものは御勘弁いただきたいと思
います。

○藤木委員 その次に、日生高校の問題では、今
第二高校の問題が対象に論議をされてきたところ
でございますけれども、第一高校、第三高校につ
いてもさまざまな問題が起きていると聞いている
わけですね。この際、第一、第三の高校について
も実態を把握し適切な指導をなさるべきではない
かというふうに考えておりますけれども、その点
はどんなふうにお考えでございますでしょうか。

○高石政府委員 同一の法人が設置している学校
でございます。したがって、こちらといたし
ましては学校法人に対していろいろ指導、助言を
していくわけでございます。ですから、問題がな
ければいいわけでございますが、問題が発生しな
いように他の学校についても同様の指導をしてい
く必要があると思っております。

○藤木委員 発生しなければいいというふうにお
っしゃったのですが、恐らく今いろいろと掌握の
途上であろうかと私は思うのですが、私が伺っ
ている第三高校におけるT君の場合の事例がござ
います。

このT君は、最初入学をされましたのは第二高
校でございます。昭和五十八年の四月でござい
ました。しかし、その後すぐもう暴行、リンチ、
こういうことが行われておりました。六月十九日
には腰を痛めて家に連れ帰っておられます。それ
から九月三日には胃痛を起し、嘔吐のためやは
り家に帰ってきておりました。学校でも二回血を
吐いたと報告されております。その翌日、京都第
二日赤病院の小児科へそのまま入院をしまして
ました。その後の脳波検査では仮死状態にまでな
っております。

こういふ事態が起きました。T君は第二高
校から第三高校へ転校するわけですね。これがそ
の翌年五十九年の一月でございます。この一月九
日に第三高校へ転校するのですけれども、九日に
転校いたしました。一月十七日の日にはもう第三
高校から五人で脱走してまいりまして、その翌日

退学届を提出して退学をしておられるわけですね。

この一月に第三高校にいた間に何が起ったか
というところなんですけれども、第三高校に転校し
たのは、生意気だといって殴る、けるの暴行を受
けたあげくに、便器に顔を押しつけられて水を飲
まされた、こういうことが行われているわけだ
ね。この点は、本当に徹底的にその事実関係を掌
握していただいて、適切な御指導をしていただか
なければならぬというふうには思っております。

そこで、大臣にお願いをさせていただくわけ
ですけれども、日生学園について、この第一、第
二、第三高校とも実態の正しい掌握の上に立つて
適切な御指導を徹底していただきますように、重
ねてお願いを申し上げますけれども、いかがで
ございましょうか。

○松永国務大臣 この学園についての所管庁は三
重県であるわけでございまして、三重県側として
は、幾つかの事件が発生しておるといふことを重
く見まして、学校の管理体制の見直し、その改善
方策等について、いろいろの面から強い指導をし
てくれているようでありまして、文部省として
は、所管庁である三重県と連絡をとりながら適切
な管理体制の見直しや改善方策がなされるように
努力をしていきたいと考えておるわけでありま
す。

なお、いろいろな事情につきましては、必要に
応じて三重県からその資料の報告を得たいとい
うふうに考えております。

○藤木委員 ぜひお願いをしたいわけですね。ただ
し、第三高校につきましては、兵庫県にございま
すので、これは兵庫県ともひとつ十分に連絡をと
ってやっていただきたいと思います。

それから、いま一つ、兵庫県の私立神戸弘陵学
園高校というのがございますけれども、ここの浅
野充先生不当解雇に関する件でお伺いをいたしま
す。

この先生は、一九八五年三月末日学校から一方
的に解雇を言い渡されております。学校側は、一

年の期限つき採用だから期限に達したのだという
通告を行っておりますが、この五月二十三日不当
解雇の撤回を求めて神戸地方裁判所に仮処分申し
請が行われました。この結果、十月一日神戸地裁
は、浅野先生は神戸弘陵学園高校の教員の地位に
あるとの決定を下しております。しかし、理事長
は裁判所の決定に従わず、今なお私学共済組合の
資格回復の手続をとらうとはしております。し
たがって、速やかにこの手続をとり、組合員資格
の回復が図られるように行政指導を行っていただ
きたいと考えておりますけれども、いかがでござ
いましょうか。

○五十嵐政府委員 お話の件につきましては、ま
だ私も実態をよく把握していませんので、現段階
ではすぐに何とも申し上げられないわけでござい
ますが、できるだけ早く調査を行います。法令
の趣旨に沿った取り扱いがなされるよう指導して
まいりたいと思っております。

○藤木委員 私、前に長崎の玉木女子学園の解
雇を理由にした三人の先生方の組合員資格を喪失
させた事件で、この委員会でも取り上げさせていた
だきました。その後、文部省また私学共済組合の
御指導、御尽力もございまして、資格の回復がな
されたわけでございまして、しかしこれも
資格回復までに三年という年月を要している
わけですね。解決するまでの間、当事者の生活
も、それから精神面でもどんなに苦悩が大きい
かというところは知ることではできないと思うわ
けですけれども、このような問題が起きますた
びごとに国会で問題にしなければならぬという
ようなことは、これは困ったことだと思っております。

そこで、今後は係争中の身分をも含めましてき
ちんと保障されるように指導の徹底をお願いいた
だきたいと思うのですけれども、大臣と私学共済
の理事長とお二方にその点の御決意を述べていた
だきたいと思っております。

○五十嵐政府委員 ただいまお話のございました
ような解雇の場合のその事由の是非につきましては

て、私学共済組合が判定することは非常に困難で
あるということにはよく御理解いただきたいと思
います。そういう意味におきまして、例えば労働委
員会または裁判所に対する訴えが提起なされてい
る場合であっても、学校法人等から資格喪失報告
書の提出があったときは、一応組合員資格を喪失さ
せることといたしております。ただ、その後、例
えば労働委員会または裁判所が解雇無効の決定ま
たは判決をなし、その効力が発生したときには、
確定判決でなくても当該決定または判決に従い、週
及して組合員資格の喪失の処理の取り消し等を行
っておるわけでございまして、やはりあくまでも
司法手続に従って私どもは処理しなければならぬ
というふうにお考えをしております。

○藤木委員 それはわかった上で申し上げている
わけでございまして。ですから、私学共済としては
行政指導の範囲、指摘をするという範囲を超えな
いこともわかっているわけでございまして。しか
し、それはやはりしっかりとやっていただきたい、
こういうことを申し上げたわけでございまして。か
ら、そういうふうな御理解をいただいた上で御決意を
述べていただけたらというふうに存じます。

○五十嵐政府委員 私どももいたしましては、今
の法令の手続に従いまして行いますし、今後とも
そういう面の努力をしてまいりたいというふうに
思っています。

○保坂参考人 私学共済といたしましては、職権
をもっての指導ということはできませんが、そう
いうような事柄が起きましたときには、当該学校
の方へ早く手続その他をするように積極的に指導
いたしております。

○松永国務大臣 解雇その他身分上といいまし
うか、そういう問題についての最終的な判定は
裁判所その他で決めることではありません。したが
って、文部省で決めることではございません。した
が、裁判所等有権的な判定をする役所の判
定がなされるならば、それに基づいて的確な措置
がなされるように、今までもやってきたつもりで
ありますけれども、今後ともきちっとそういう点は

法令に基づいた措置がなされるように指導してまいりたいというふうに思っています。

○藤本委員 確かに今までも御指導してこられました。しかし、三年たたなければ解決を見ないというふうな事態もあつたわけですから、今後はひとつ一層御指導をいただきますようお願いをいたします。

私学共済運営審議会の民主的構成につきましてお伺いをいたします。これも何度取り上げてきた問題でございますけれども、重要なことでございますので重ねてお聞きをいたします。

運営審議会は、組合員、学校法人役員、学識経験者から各七名ずつ計二十一名で構成することになっております。文部大臣はこれを委嘱する場合に、一部の者の利益に偏することのないよう相当の注意を払わなければならない、これは私学共済組合法の第十二条三項でございますけれども、このように決められております。しかし、一貫して運営審議会を構成しているのは学校理事者、経営者、管理者などの組合員でございます。最も多数を占める職員である組合員の代表、こういう方が入っておりません。これでは私学共済の運営が経営者寄りにならざるを得ない、このように思うわけですが。一部の者の利益に偏するものではないかという危惧を抱きますが、その点はいかがお考えでございますか。

○五十嵐政府委員 今先生のお話のございましたように、私学共済組合の運営審議会の委員の構成は、御指摘のとおり、組合員関係、法人関係及び学識経験者のいわゆる三者構成となっております。それで、それぞれの七名の委員が文部大臣により委嘱されております。そのうち組合員関係及び法人関係の委員につきましては、私立学校側の意向を十分に酌むために、私学共済組合発足以来私学団体の推薦によって委員を委嘱しております。この推薦団体でございます全私学連合は、私学制度の振興を図ることを目的とし、学校法人の役員だけでなく、学長、校長及び教職員をも含むいわば学校自体が加盟員となる団体によって構

成されていると考えております。したがって、役員だけではなく教職員の意向も反映される団体であると考えております。文部省といたしましては、推薦団体である全私学連合に對しましては、候補者の推薦に当たりまして、組合員の意向を十分反映し、組合員を代表するにふさわしい者を推薦するようかねてから要請しているところでございます。

○藤本委員 文部省のその要請どおりに入選がなされているという確信をお持ちでいらっしゃいますか。

○五十嵐政府委員 私どもはそう思っております。

○藤本委員 では、六十年二月十五日現在の名簿がございまして、この中でそういう多数の組合員の声を正確に反映できるといふのはどんな方でございますか。

○五十嵐政府委員 私、今持っておりますのが九月一日の名簿でございますのでそれで申し上げます。月一日の名簿でございます。例え佐々木隆先生、保善高等学校の教諭の先生がいらつしやいます。そのほか例えば国際基督教大学の高等学校の教頭先生でございますとか、それから学習院大学の教授の先生というふうなことでございます。

○藤本委員 私は、多数を代表する声が反映しているとは今の御説明ではとても考えられないわけですが。学校から出ていても、多数の組合員の意見が反映されていると考えておいてのようではございませうけれども、本当にそうかどうか。それならば、教職員組合というのはいくつあるか、その辺はどうお考えになっていらっしゃるか、その辺はどうお考えでございますか。

○五十嵐政府委員 ここに私どもが考えております組合員といふのは、共済組合員全体の個々の声を反映するものであるというふうに思っております。

○藤本委員 そうなんです。個々の組合員の声が反映されているかどうかということなんですけれども、学校で教職員組合がつくられているのはな

ぜだとお考えかという点を伺っているのですが、その点はどうか。

○五十嵐政府委員 労働組合は労働組合の目的があるし、その機能は果たしていると理解しておるわけでございますが、今申しましたように、私立学校教職員の共済組合の運営審議会自体の考え方は、組合員関係と法人役員関係と学識経験者の三者構成でやるといふことでございます。

○藤本委員 労働組合の機能と目的は独自にあるとおっしゃいましたけれども、それは何ですか。

○五十嵐政府委員 労働者の生活条件の向上を図るといふことであると思ひます。

○藤本委員 理事者であるとか管理者によって多数の教職員の声が常に把握され、それが学校の運営であるとか教育といったところに正しく反映できるとあれば、何も教職員組合は要らないのではございませんか。ところが実際はそうはなっていない。だから、教職員の団結権というのが憲法で保障されていると私は考えております。そこに教職員組合の存在意義があるわけですから、公立学校共済の運営審議会には日教組の代表が半数入っておりますけれども、次の改選時に当たっては、今度は私学共済でも教職員組合の代表が運営審議会に選出されるようにぜひとも改めていただきたいと思ひますが、どうですか。

○五十嵐政府委員 各共済組合はそれぞれの歴史、沿革がございまして、それぞれの特色を生かしながら機能していくのが一番いいことであると思っておりますので、従来どおりの方法で進めてまいりたいと思っております。

○藤本委員 特徴は失つていたかなくともよろしゅうございませう。しかし、検討もなさらずに、やるかやらないかというのを今即断されるというところは、私ちょっと早過ぎるのではないかと思ふわけですが。今衆議院選挙区の定数は正が非常に問題になっておりますけれども、これも有権者の声が適切に反映するかどうかという民主化をめぐる論議になっているわけですから、運営審議会に多数の組合員の声が正しく反映し得る委員

の構成、こういうものを実質的に保障するということをひとつ御検討いただきますようお願いをいたしまして、次の問題に移らせていただきます。

私学共済年金制度についてでございますけれども、そもそも年金制度というのは何のために設けられているとお考えでしょうか。

○松永国務大臣 我が国の学校教育の中で私学は大変大きな役割を果たしておるわけであります。我が国の私立学校の教育をより一層充実発展させていくためには、私学関係の教職員の福利厚生といった面についてしっかりしたものをつくって、後顧の憂いなく教育活動に従事できるように、そういったことのために私学共済の仕組みができたというふうに認識いたしております。

○藤本委員 それでは、私学共済年金制度が果たしてきた役割はどうであつたとお考えになっていらっしゃるでしょうか。

○松永国務大臣 私学共済は、制度発足以来国家公務員共済の改善措置に準じて改善措置を順次なしてまいりまして、私立学校の教職員の福利の向上にその実を上げてきたわけでありまして、そのことが結果的には我が国の私立学校の発展に大きく寄与してきたというふうに認識いたしております。

○藤本委員 現行の年金制度にもいろいろ改善しなければならぬ点はあるけれども、私学共済年金制度が大きな役割を果たしてきたことは私も全く同感でございます。ですから、今後この制度を一層充実発展させるために改革を行うということではなれないかと考えるわけですが。改革の基本にそういう一層の充実発展を図るという精神が貫かれていべきだと思ふのでございませう。私の考えが間違つておりますでしょうか。

○五十嵐政府委員 私学共済組合も含みます公的年金制度の改革につきましては、政府といたしましては、高齢化社会の到来等社会経済の変化に対応し、制度全体の長期的安定と整合性ある発展を図るための制度の一元化を展望しながら、給付と

負担の長期的な均衡を確保するための措置を講ずる等諸般の改革を推進することとしております。

私学共済の年金制度につきましても、公的年金制度の改革の方向に沿ひまして、その一元化を展望しつつ、国公立学校教職員との均衡を図ることを基本として、給付と負担のバランスのとれた年金制度とすることが必要であると考へております。

○藤木委員 私がお聞きしたことはそうではないのです。私学共済の年金制度を改革する場合に、その改革の基本精神は何かということなんです。これを一層充実発展させていくために改革が必要だということではないのですかと伺つたのです。それはどうですか。

○松永国務大臣 充実発展させていくために基本的に大事なことは何かと言へば、長期的な展望に立つて基盤を強化していくことであるわけでありまして、私学共済の基盤を長期的な展望に立つて安定させていくことが第一。第二番目は、給付及び負担の関係において他の制度との整合性を図つて、よつて世代間の負担の公平、給付の公平等々を圖っていくことが必要であると思つております。

○藤木委員 そうしますと、いわば充実発展のためにこれからとられる措置というお考えのように伺ひました。

そこで、果たしてそうなるのかどうかという問題について伺つてまいりたいと思ひます。今回の改善が充実を図るものなのかどうかという点ですけれども、充実を図ることになりますか。

○五十嵐政府委員 年金制度というものは非常に長期的なものでございまして、長期的な基盤を安定させることが充実の基本であるというふうに理解しております。

○藤木委員 しかし、給付水準が下がることは改善とか充実にはならないのではありませんか。それはいかがですか。

○五十嵐政府委員 先生も御案内のとおり、将来におきます高齢化社会におきまして年金制度をやつて安定的なものに図っていくかということの方が大事なことであるわけにございまして、そういう将来を見通した場合には、若干の給付水準の切り下げあるいは負担の増加は、年金制度の基本である世代間の相互扶助の精神からいひまして必要になつてくるのではないかとこのように理解しております。

○藤木委員 給付の切り下げが若干であるかどうかはこの後私も伺つてまいりたいと思ひます。そこで、安定安定とおっしゃるのですが、それは、私学共済年金の財政問題がどうなつてくるのか、この問題についてお伺ひをしていきたいと思ひます。

年金一元化構想では、年金財政の収支見通しが大きな影響を持つことは周知のとおりでございまして、私学共済がなぜ統合されなければならないのか、これについては多くの疑問がございまして、今回の改正案でも中心的な問題の一つであると思ひますので、その点について最初に質問をさせていただきますが、まず第一に、私学共済年金の場合、その成熟度は幾つになつておりますか。また、この数年間の推移もわかりましたらお示しをいただきますとございまして。

○五十嵐政府委員 先生御案内のとおり、私学共済制度は制度としては比較的新しいものでございまして、そういう意味におきまして成熟度が比較的低いというところでございまして、五十九年度におきまして成熟度は四・三％でございまして。

○藤木委員 では、この成熟度は低いというふうにお話があつたわけですが、他の年金制度と比較してどのような位置になりますか。

○五十嵐政府委員 ただいま申し上げました私学共済の四・三％と比べて、他の制度の成熟度で

ございまして、国家公務員共済にありましては三・一・二％、公立学校共済にありましては二七・〇％、農林共済にございましては一七・六％でございまして。

○藤木委員 そういたしますと、これは他のものに比較して一番低い、こういうことになりますね。それでは修正成熟度というものはどのようになつておりますでしょうか。

○五十嵐政府委員 その資料は今持ち合わせておりません。

○藤木委員 私が拝見した限りでは、これも当然のことではありますけれども低くなつております。そこで、なぜ成熟度が低いのか、その理由は何かとお考えになつておられますか。

○五十嵐政府委員 基本的には、制度発足時の昭和二十九年に組合員数が約五万人でございまして、現在が約三十五万人ということにございまして、組合員数が非常に急激に伸びたということにございまして。これは近年におきまして私立学校の発展によるものであると思ひます。そこがやはり一番基本であるというふうに理解しております。

○藤木委員 確かにそれもございまして、けれども、やはり歴史が浅いということ、そして教職員の定着率もまた悪いということ、さらには幼稚園での女子職員の退職というものが随分早いわけですから、こういうことも非常に大きな影響を与えてゐるのではないかと私は思ふわけなんです。ですから、これが私学共済では特殊な事情なわけですね。

そこで、私学共済組合員の年齢構成について伺ひますけれども、これはどうなつておりますか。

○五十嵐政府委員 私学共済組合の年齢構成でございまして、五十九年度末現在でございまして、長期組合員で申し上げますと、合計約三十四万人でございまして、その中で三十歳未満が三三・三％、それから三十三から四十が二四・四％、四十から五十の間が一八・八％、それから五十から上の方でございまして、これが二五・五％というふうなことでございまして。

○藤木委員 そうしますと、二十歳から三十歳代まで全体の五八％を占めてゐるわけですが、けれども、ほかの年金制度と比較した場合、どのようになるか、わかる範囲でお示しをいただきたいのです。

○五十嵐政府委員 今持ち合わせておりませんが、恐らく平均年齢はほかの組合の方がかなり高いというふうに理解しております。

○藤木委員 では、この年齢構成が今後どのように推移するといふふうに見込んでいらつしやるのでしょうか。その点について計算をされておりましたらお答えをいただきたいのです。

○五十嵐政府委員 その計算は非常に難しいうございまして、いろいろな仮定がありますので計算はしておりません。

○藤木委員 では、現在私学共済の財政状況はどのようになつておりますか。年金とかかわる部分についてどうなつてゐるか御説明をいただきたいと思ひます。

○五十嵐政府委員 現在の長期経理の収支状況でございまして、五十九年度で申し上げますと、収入が千六百七十一億円、支出が四百四十一億円ということにございまして。

○藤木委員 黒字で健全な財政状況にあるんじゃないですか。そうなりますね。

○五十嵐政府委員 御指摘のとおりでございまして。

○藤木委員 今までのいろいろ細かく伺つてまいりましたけれども、これは私学共済が、ほかの年金制度、共済制度と必ずしも類似してゐるわけではございまして、かなり特殊な状況にあることをはっきりさせたわけにございまして。

そこで、私学共済年金財政の今後の収支見通しについて、現行どおりで推移した場合どのようになりますか。計算しておられましたら御説明をいただきますとございまして。

○五十嵐政府委員 今先生お尋ねの私学共済の長期経理にかかわる収支の見通しでございまして、昭和五十五年の一月に実施いたしました所要財源

率の再計算結果を踏まえまして、さらにこれは前提がございしますが、組合員数を昭和六十二年以降一定、それから給与改正率及び年金改正率を六%、資産運用利回りを七%、掛金は現行の千分の百二を据え置くものとして計算しますと、単年度収支は二十一年後の昭和八十一年度に、保有資産は三十年後の昭和九十年度に赤字に転じることになると推算しております。

○藤本委員 そうですね。昭和八十一年度で単年度収支が赤字、九十年で積立金も取り崩されて赤字になるということでございます。この試算というものは、今御説明いただきましたのは、社会保障制度審議会の年金数理部会がしております第一次報告書に沿ったものでございしますか。

○五十嵐政府委員 その審議会に私も出てお出しした資料でございます。

○藤本委員 これは先ほどおっしゃいましたように、確かに昭和五十五年一月の財政再計算における試算ということになっておりますので、少々古いのではないかとおっしゃるわけですね。その後試算をされたものはございせんか。ありましたらお示しをいただきたいのです。

○五十嵐政府委員 先生御承知のように、大体五年ぐらいの期間を置きまして掛金率、将来の収支見通しの計算をいたしますので、この五十五年の一月が一番新しいものでございます。

○藤本委員 ないようでございます。この試算をもとに検討するしかございせんが、この試算について、ほかの年金制度はどのようになっているか、わかつていたら御説明をいただきとうございます。

○五十嵐政府委員 他のものは持ち合わせておりません。

○藤本委員 私がこの報告書で拝見いたしますと、他の制度は私学共済に比べて大体十年ないしは十五年早く危機を迎えることになっております。そういう意味では、ほかの制度と横並びで同等に扱うというのはおかしいと考えるのです。私学共済が最大の被害をこうむることになるんじ

やないか、このように考えるのですけれども、いかがでございますか。

○五十嵐政府委員 先生御案内のとおり、私学共済におきましても恐らくこれから成熟度が急激に上がってくるというふうな考えをわけでございまして、そういう意味におきましては、多少十年ぐらいのギャップはありますけれども、他の制度に類似な状況がいずれ出てまいるといふふうに理解しております。

○藤本委員 そのうち危機が来るんだからというお考えのようですね。それでは困りますね。

いずれにしましても、この試算が年金統合の財政的根拠になっているわけですから、この試算のもとになっている資料を見せたいだかと思ひますけれども、なぜこのような計算になりますのか、その基礎データを御提出願ひしますか。

○五十嵐政府委員 制度審にお出ししたものがございしますが、それによってお出ししたいと思ひます。

○藤本委員 この審議会にお出しになった資料が基礎データになっているわけですか。私が申しておりますのは、先ほど組合員を一定として考えるとか、あるいは利率の問題だとか物価の伸び率だとか、そういったことはここにも書いてあるからわかるのです。しかし、私が伺いたいのは、長期給付を受ける人の推移、組合員の推移が今後どうなっていくというふうに見込んでおられるのか。人数の動向や年齢構成とかあるいは家族構成、こういった推移について一定の見解を持って臨んでおられると思うのです。総合的に基礎データとして把握していらっしゃるその資料を見せていただきたいと思うのですけれども、いかがでございますか。

○五十嵐政府委員 ただいまの基礎となるものにつきましましては、いろいろな仮定を設けておりますので、先生にお出しいたしましたもので御勘弁をいただきたいと思ひます。

○藤本委員 これはやはり基礎とは言えないので

すよ。これに至る経過というのが私たちに納得できるかできないか、それがこの審議会に非常に大きなかわりを持つ最も根幹をなす部分でございします。ですから、どうしてもお出しいただきたいと思ひます。ないわけじゃないのです、今の御答弁ですと、経過があるとおっしゃいましたから、おありになるのです。なぜお出しにされないのか、それじゃ理由を聞かせてください。

○五十嵐政府委員 私どもはいたしました。先ほど申しましたようにいろいろの仮定がございまして、その中で公にできる部分につきまして後ほど検討してお出ししたいと思っております。

○藤本委員 後ほどとおっしゃいましたけれども、そのでる部分とおっしゃいますけれども、隠さなければならぬのは何ですか。そちらの方がよほど関心が強いとございします、そんなふうにおっしゃるのでしたら、国民に隠れたところでそのようなデータをお出しになるといふ姿勢は私、承服できません。いかがですか。

○五十嵐政府委員 基礎となりデータにつきまして後ほど提出させていただきますと思ひます。

○藤本委員 次の質問者も私どもの方では準備しておりますし、その経過で十分検討させていただきます。審議会に臨みたい、こういうふうな考えているわけですから、ぜひこの審議会に誠意を持って下さるだけ早急にお出しをいただきますように重ねてお願いしますが、その点お約束いただけますか。

○五十嵐政府委員 先ほど申しましたように、お出しいたします。

○藤本委員 それでは、次の質問に移らせていただきます。

○藤本委員 給付水準についてお伺いをいたします。特定のモデルを使って現行と改正後の比較をわかりやすく説明していただくようにお願いいたします。きのうからお願ひをしておりますので、これはすぐ出ると思ひます。

○五十嵐政府委員 今の、今回の制度改正によりまして給付水準がどういふふうになるかというふうなことではございますが、今回の改正案では、今申し上げましたように全国民に共通します基礎年金を導入する、その上に報酬比例の年金として私学共済年金を設ける、この報酬比例の年金の算定方法で厚生年金のそれと基本的に同じものとする。ことにより給付水準の適正化を図るわけでございしますが、基礎年金の導入によりまして、現行の世帯単位の私学共済年金が夫と妻の二つの個人単位の基礎年金と報酬比例年金とに分解されることになりまして、改正後の年金水準の比較に際しましては、改正後の私学共済年金に基礎年金を加えた世帯ベースの年金額で行う必要があるわけでございしますが、このような比較によりまして、五十九年度の新規裁定者の平均二十八歳動続で試算いたしました、夫婦とも六十五歳以上の場合、改正時で夫婦でおおむね現行水準に比べ平均八六%程度になると見込まれております。

○藤本委員 給付水準は低下しております。文部省が示したモデルは比較的被害の小さいものを対象にしているように私は思うのでございしますけれども、実は私も、和光学園の教師、これは現在の方でございします、この方をモデルにとって計算をさせていただきます。無職の妻がおられます。最終標準報酬四十六万円、退職年齢六十二歳、こういうことで、現行ですと年額三百八十六万四千円の年金が給付されますけれども、改正後は妻の基礎年金を含めまして二百九十四万八千円、こんなふうになりますから、これは実に二四%の切り下げにもなるわけでございします。年金の充実や発展とはまさに、安定安定とおっしゃいますけれども、逆行することになるといふことがはつきりと示されているところではございします。

○藤本委員 ところで、現在の年金受給者についてどうなるか、既裁定者、これも特定のモデルを使って御説明をいただきたいとございします。

○五十嵐政府委員 既裁定年金が一体どういう格好になるかということではございしますが、今回の改

正では、既裁定年金者の年金は通年方式によります年金額に裁定がえをいたしまして、その額が従前額よりも低くなる場合は従前額を保障するというような方式をとっておるわけでございまして。

それで、私学共済の場合、退職年金の受給者の約五七％が通年方式によります年金額となっておりまして、これらの受給者は改正後も変更はございまして、残りの四三％のものが一般方式での年金額となつてゐるために一定期間スライドがストップされるということでございます。それで、スライド停止が何年続くかは、スライド率などの程度が、また一般方式と通年方式との差がどのくらいになるかによつて決まりまして、受給者個人で異なるので一概には申し上げられないわけでございますが、仮に平均的に見ますと、五十八年度の退職者の場合、今後のスライド率を六十年度と同様三・四％と仮定いたしますと、スライド停止はおおむね三年程度と考えられます。

○藤本委員 これも被害の最小の場合がモデルのケースになつてゐるように思ひます。私が計算したのもございまして、これでは、物価スライド年三％として、裁定がえによるスライド停止、全組合員期間平均額の率については、文部省に資料要求をいたしましたけれども、これはついに明示をいたしませんでしたので、厚生年金を参考に六五％で計算をしたのですけれども、この改定後の裁定がえした額が現行の額に追いつくためには八年もかかるというひどいものでございまして。

私は、この後、保険料率の問題とか、国庫負担がどうなるかとか、そういう問題がいろいろお聞きしたかったのですが、もう時間が参りました。しかし、今まで私が伺いました中身を見まして、この給付水準というのは非常に大幅にダウンするわけであつて、どんなに安定安定とおっしゃつても、これでは決して年金の充実になるものではないと申します。福利厚生という言葉で大臣はおっしゃいましたけれども、私は、年金制度というのは老後の人間としての尊厳を守る一つの保障として

て存在しているものだといふふうに考えております。ですから、このようなことは絶対認められないといふことを最後に申し上げ、そして、再度この資料の提出に対して確認をしておきたいのですけれども、いたしませんとおっしゃいましたけれども、期限ですね、いつお出しいただけるか、それはつきりお述べくださいませんか。これをもつて、それでは、今の飛ばしたところをもうちょっととさせていただきます。時間の間違いをしていました。

それでは、ちょっともとへ戻りまして、給付水準についてお伺いをしているところでございまして。

私が計算したものの場合、私学共済四十年加入者で昭和六十年、ことしの三月、六十二歳で退職をされた方でございます。六十年度は現行どおりでございましてから年額三百八十六万四千円の給付を受けております。ところが改正をされまして、年額三百二十一万六千円となるわけで、物価スライドを年三％、裁定がえによるスライド停止、全組合員期間平均額の率については、資料要求したわけでもすけれども、文部省からこれが出していただけないでしたから、厚生年金を参考にいたしました。これは六五％で計算をしておりますので、つけ加えておきます。この改正後の裁定がえした額が現行の額に追いつくには八年かかるのでございましてけれども、この人の年金は七、八スライド停止になる勘定になるわけで、それで、八十歳まで生存をされるとしまして、八十歳まで年金をもらう、こういたしますと、この裁定がえによるスライド停止で約一千万円の損害をこうむることになるわけであつて、これは老後の安定どころか、老後をまさしく脅かすことになると考えられるのですけれども、どのようにお考えでしようか。

御意見を述べたいと思ひます。

○五十嵐政府委員 ただいまの先生のお示しの数字は、私もでももう一回勉強してみたいといふふうに思ひますが、一般的な傾向を申し上げさせていただきますと、給料の高い人はやはり給付

水準の切り下げが高くなる、低いほどそれほど低くならないといふような傾向が一般的にあるといふふうに理解しております。

○藤本委員 ぜひ御研究をいただきたいと思ひますけれども、こうしたことは国民に理解をされるはずはございませんし、支持されるはずもございません。総理は、しばしば国民の皆さんに御理解をいただきといふことでこの施策を進めたいと述べてこられましたけれども、とんでもないことではございません。

次に、掛金の問題でお聞きをしたいと思ふわけですが、保険料率につきまして、改正後の掛金率の推移はどのようになりますか。

○五十嵐政府委員 私学共済組合の将来的な掛金負担がどうなるかについては、粗い試算でございしますが、それによりまして、掛金率を昭和六十五年度から五年度ごとに千分の十八ずつ引き上げると、現行の制度のままで現在の掛金率に対してはおおむね三・四倍になるのに対して、制度改正によりこれが二・八倍程度に抑えられるといふふうに私も推定しているわけでございまして。

○藤本委員 これは私も具体的に特定をして計算をしてみたのですが、やはり同じような結果が出てゐるわけですね。これは、ある学校の六十二歳で結婚をされた方です。二十六歳、二十七歳でそれぞれ子供が生まれ、つまり二児を持つ人でそれよりも、賃金実質改定なし、通勤手当、これは月平均で七千六百三十三円入つております。家族手当、配偶者に月一万三千四百円、子供一人につき月七千円の手当、住宅手当が一万一千百円の支給を受けている人の場合でも同様の結果で、五十年後は二・七倍になるという計算になつております。

そこで、このように保険料率の引き上げを行つて、国庫負担金はどうかという推移でございしますけれども、これはどのようになりますでしようか。

○五十嵐政府委員 今回の制度改正によりまして、共済年金制度に対する国庫負担は基礎年金に

集中することになります。これによりまして、私学共済に対します国庫補助につきましても、厚生年金及び他の共済年金と同様に基礎年金拠出金の三分の一相当額となります。これは従来の国庫負担が制度ごとに負担割合が異なつておりました、これにつきましてはいろいろ御批判をいただいているわけでございしますが、これを改めまして、今回は基礎年金に集中をし、全国民に公平な公的な負担を行おうとすることでございます。それで、今お尋ねの私学共済に關します国庫補助の将来見通しでございしますが、ごく粗い試算でございしますが、五十九年度価格で見ますと、現行制度を前提とした場合には、六十一年度が約百億、七十年度が約二百二十億、八十年度が約四百十億、九十年度は約六百六十億、六・六倍になるという大幅な負担増でございしますが、改正案でございまして、六十一年度は百五十億、七十年度は二百五十億、八十年度は約三百五十億、九十年度は四百三十億といふふうに予想をしておるわけでございまして、いずれも増加をしてまいると考えております。

○藤本委員 そうしますと、結局現行法よりも改正案の方が二百三十億円の支出、負担が少なくて済む、こういうことではございませんか。

○五十嵐政府委員 今先生のお尋ねは昭和九十年におきます比較でございしますが、数字的に見ればそういうことにはなりますが、ごらんいただきましますように、仮に改正案になりましても九十年には約四百三十億円になるというよりはよく御理解いただきたいと思ひます。

○藤本委員 確かに、私がちやうだいたした資料でも昭和九十年までしかお述べになつておられません。それ以後はどのようにいたしますでしようか。

○五十嵐政府委員 今までのところ九十年までしか出しておりません。

○藤本委員 たしか国民年金や厚生年金については百十年までの推移が示されておりますけれども、私学共済で九十年より後の推測ができないそ

の原因は何でございましょう。

○五十嵐政府委員 現段階ではそこまでやってないということでございます。

○藤本委員 では、そのできないという理由があるわけじゃないのですか。これからなるわけですか。いかがでしょう。

○五十嵐政府委員 必要があればお出しいたします。

○藤本委員 さきに大臣も審議官も、長期的展望に立って長期に安定させていくのだとおっしゃいました。それならば、やはり長期の見通しをしつかりお示しただかなければならないと思うのですけれども、必要だと思いいらないわけですか。

○五十嵐政府委員 先にくいほど多少誤差がずれるものでございすけれども、検討してお出しいたします。

○藤本委員 それは先にくいほど現行法での国庫負担と改正案での国庫負担との差額が非常に開いてくるためではないのですか。私は、今の経過を拝見していても、先にくいほど、誤差ではなくて、現行法よりも改正案の方が支出が少なくて済むというその差が大きくなるせいではないか、このように思うのですけれども、いかがでしょう。

○五十嵐政府委員 ただいまの点は計算をしてお示しいたしたいと思います。

○藤本委員 それでは、次に、勤続二十五年未満の退職者の問題で伺いしたいと思います。

私学の場合、勤続二十五年未満でやめる方が極めて多いというのが特徴的でございます。なぜそのようなことになるのか、どういふふうにお考えでございましょうか。

○五十嵐政府委員 私立学校の場合の共済組合は非常に幅が広がってございまして、幼稚園から大学まである。その中の女子の方が比較的多い。そういう女子の方は今までの段階では比較のおやめになるのが早いというふうなことであると思ひます。それからもう一つは、私立大学に国立大学を停年

でおやめになったような方もお入りになっておるといふことが一因ではないかと理解しております。

○藤本委員 確かに女子の場合もございす。しかし、大学を出て二十五年近くお勤めになるといふことになると、四十代、いわば働き盛りといひますか、そういう年代になるのですけれども、そのころおやめになる方も結構多いわけですね。私は、この辺は非常に問題だと思ひます。そこで、二十五年未満で退職をした人たちの救済する施策が何かありますか、その辺があまりお示しをいたさないうございす。

○五十嵐政府委員 先生御案内のとおり、今回の制度改正の眼目の一つは、各制度に共通の基礎年金制度を導入することでございます。これによりまして、二十歳以上六十歳未満の国民はすべて国民年金の被保険者になりまして、共済等の公的被用者年金制度に加入していた期間につきましては、その加入期間に充てまして基礎年金に加えて共済年金等の報酬比例年金が支出されることに相なります。これを言いかえまして、例えば私立学校を勤続二十五年未満で退職する方につきましても、六十歳までの方は国民年金には継続してお入りいただくというございまして、それで国民年金への加入期間が二十五年以上になれば基礎年金及び私学共済年金が支給できる、それからほかのところにお勤めになれば、例えば厚生年金は厚生年金が出るというふうな仕組みでございす。

○藤本委員 ほかのところへお勤めになった場合などは別でございすけれども、中にはかけ持ちの講師をされる方もいらっしゃるわけですね。三校にわたって講師をされる方もあるわけですね。そういう場合はどのような措置がございすか。

○五十嵐政府委員 私学共済組合の組合員の資格でございす。原則として、専任でない者、臨時で使われている者、それから常時勤務に服さない者は組合員にならないということになってお

ります。

お尋ねのいわゆるかけ持ち講師でございす。これは勤務の態様等から一律に専任の教員と同じに組合員資格を与えることができるかどうか、難しい面もございまして、私学共済組合におかれましては個々具体のケースにつきまして、雇用期間、勤務形態、私立学校からの給与をもって主たる生計の資としていられるかどうか等全体的に判断して、専任の教員と同様のものと考えられる者につきましては組合員の資格を与える扱いをしていけると承知しております。

なお、教職員に組合員資格を与えるには学校法人からの組合員資格取得届の提出がなされること前提でございす。

○藤本委員 そうしますと、簡潔に言いますと、ほとんど救済措置はないということになりはしないでしょうか。どうでしょう。

○五十嵐政府委員 私、先生のおっしゃってられる実態というのがどういふものかというのがわかりませんが、これはやはり個々具体のケースで判断していくというございまして、基本的に非常勤講師等の者は常勤職員と考えるのがどの職場においても通常ではないかと考えております。

○藤本委員 非常勤講師であるとか臨時職員であるとかという傾向が近年とみにふえております。ですから、そういった身分の方たちを保障する救済策が講じられなければ、実情に合った措置とは言えないと思ひます。それでこの問題をお伺いしたわけですね。幼稚園の先生などは早くおやめになって結婚するだろというお話もありました。しかし、この質問の冒頭に私が述べてまいりましたけれども、日生学園であるとか神戸弘明学園高校などの場合を見ましても、私学の教育労働条件というのは極めて劣悪な場合が多うございす。これはそこで働き続けるという方が極めて困難だということを示しているのではないかと、これはまた私学で働く先生方の生活の不安定さをも物語っているのではないかと思ひますが、その

点いかがお考えですか。

○五十嵐政府委員 教職員の勤務条件につきましては、今個々のケースの御指摘でございす。全体としては安定した身分のもとに仕事をしたいといたうことが基本であるといふふうに思ひます。

○藤本委員 私は、このようなことをなくしていくとするならば、やはり私学の条件を改善していくということが急務だと思ひます。そのために、私学助成を大幅にふやすこと、あるいは保険料の労使折半、この比率を労働者に有利な比率に改善させるというふうな追加こそ大切だといふふうに考えるのですが、大臣はいかがお考えでしょうか。

○松永国務大臣 私学助成は、私どもが大変な努力をして、また文教委員会の先生方の協力もあつて法律をつくつて、そしてその法律に基づいて私学助成を始めて、厳しい財政状況ではありますけれども、いろいろな先生方の協力も得て予算の確保に努めておるところであります。

なお、共済掛金の労使折半は原則でございすので、これを変えていくということとは、その意思はございせん。

○藤本委員 これは原則だから変えていく気はないといふふうにおっしゃいますけれども、しかし、国際的な趨勢を見ますと、この原則というのは既に破られているわけですね。日本が極めて立ち回れているというところを示しているわけでございますから、この際、ぜひこの労使折半問題についても配慮をしていくあるいは検討を加えていく、こういうことをぜひ進めていただかなければならない、このように考えております。

また、全私学連合にとりましても、つまり私学の経営者にとつても、今回の改正措置というのは決してメリットがあるわけではなくて、むしろ負担がふえていくという傾向にあるわけですね。私は、このことに対して、私学の経営者がみずからの負担がふえることを、子供たちの教育条件をさらに切り下げるといふやり方であるとか、授業料

○松永國務大臣　残念ながら委員の説には私は賛

担というのは即納税者の負担ということなのでありまして、そこらの点も総合的に考えなければなら

を充実させていく、そのために文部大臣としてお
つしやったお言葉ではなからうかというふうに思

10

昭和六十年十一月一日印刷

昭和六十年十一月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局